

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第32号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 日程により、議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） おはようございます。

それでは、議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の18ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙19ページから37ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法第34条第2項において、特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める基準に従って、特定教育・保育を提供しなければならないこととなっており及び第46条第2項の規定において、特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める基準に従って、特定地域型保育を提供しなければならないこととなっていることから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営を行う下田市においても、これらの運営に関する基準について条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援新制度関連条例説明資料をご覧ください。

最初に、この資料で子ども・子育て支援新制度のご説明をさせていただき、次に条例の説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いします。

1、はじめに、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートする予定になっています。新制度では、市町村が

実施主体となり、子供の健やかな成長のために適切な環境がひとしく保障されるよう、子育て支援を総合的に取り組むこととなります。これに伴い、市町村は新制度への円滑な移行ができるよう、条例等を制定するとされています。

2、子ども・子育て関連3法について。

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律の整備法を子ども・子育て関連3法で、この制度が、消費税率の引き上げ時期を踏まえて、平成27年4月から本格施行が予定されています。

2ページ、3ページをお願いします。

3、新制度の主なポイント。

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供を個人への給付に変更。

幼児教育や子供への個人の権利として保障し、教育・保育の質を確保する観点から、個人への給付制度へ移行します。認定こども園、幼稚園、保育園の利用者が共通の仕組みによって受けられます。ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、給付方法は、利用者の皆さんへの直接給付ではなく、市町村から施設などに支払う仕組み、法定代理受領となっています。

(2) 市町村を制度の実施主体として位置づけ。

5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、利用者が必要なサービスを受けられるよう、きめ細かく支援を行っていきます。

(3) 子ども・子育て支援の質・量の充実。

消費税を財源に活用して、子ども・子育て支援の質・量の充実を図っていきます。

4、新制度の全体像。

子ども・子育て支援給付の教育・保育給付ですが、施設型給付は、認定こども園、幼稚園、保育所に行います。

施設型給付とは、認定こども園、幼稚園、認可保育所は、教育・保育施設と称され、そのうち、施設型給付を行うための市町村による確認を行った施設を、特定教育・保育施設と呼びます。施設型給付は、特定教育・保育施設で行う教育・保育に対する費用のことです。

地域型保育給付は、3歳未満で、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に行います。地域型給付とは、市町村が条例に基づき事業所を認可し、施設型給付と同様に保育の必要度の認定を受けた子供に保育を提供します。下田市には、現在事業所内保育所がありますが、あとはございません。

児童手当は、現金給付されます。

地域子ども・子育て支援事業の13事業が位置づけられました。

5、新制度への移行バリエーション。

現行制度から新制度へ移行するバリエーションの図です。

4ページ、5ページをお願いします。

6、新制度の施設・事業類型と確認事務。

教育・保育施設の認定こども園、幼稚園、保育所は、静岡県が認可をし、確認は下田市が行います。

地域保育事業の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は、認可、確認を下田市が行います。

放課後児童健全育成事業は、下田市への届け出です。

確認を受けることができる教育・保育施設の設置者は、法人に限ります。

地域型保育事業については、法人でなくても対象となります。

市町村が条例で定める基準を満たす必要があります。

既存施設の認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、別段の申し出があった場合を除き、確認があったものとみなします。

7、条例等で定める基準。

位置づけとして、各施設・事業の確認を行うための下田市の基準を定めるものです。時期は、平成27年4月の法律施行に向けて、今秋から来年度の入所受付及び各施設・事業の確認作業が始まることから、条例を制定するものです。条例案作成の基準は、府省令で定める規定については、従うべき基準、参酌すべき基準の区分が12ページから28ページに示されており、市町村が地域の実情に応じて基準を定めることとなります。

8、本市の基準策定の考え方。

平成26年4月30日付で公布された府省令を基準として、現行の水準と国の示す水準との比較検討を行いました。この結果、本市の施設等の基準が国の示す基準を超えておらず、府省令の範囲内で設定されているほか、現状において運営上の支障が見当たらないため、基本的に国の示す基準を本市の基準としました。県内の市町も同じく国の基準としています。

なお、今回の基準策定は下田市として初めての取り組みであり、また大きな制度改正の伴うものです。このため今回は国の基準をベースに設定しますが、制度運用開始後、適切な事業の進行管理や検証作業を行い、必要な見直しを図るものとします。

6 ページの 9、本市の基準（案）の説明は、個々の条例で説明することとなるので省略させていただきます。

子ども・子育て支援新制度関連条例説明資料の条例（案）の概要 7、8 ページをお願いします。

目次は、第 1 章として趣旨、定義、一般原則を定め、第 2 章で特定教育・保育施設の基準を、第 3 章で特定地域型保育事業の基準を規定することとし、第 2 章と第 3 章については、それぞれ利用定員基準、運営基準、特例給付費に関する基準という 3 節を設ける構成としています。

第 1 条（趣旨）条例の趣旨を定めるものです。委任を受けて条例を定める場合の趣旨規定として、その根拠及び委任された事項を明示するものです。

第 2 条（定義）条例において使用している用語の定義を定めるものです。

第 3 条（一般原則）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に求める共通の一般的原則を定めたもので、基準の具体的な内容としては、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境がひとしく確保されることを目指すこと、子供の意思及び人格の尊重、関係機関との密接な連携を努めること、人権擁護、虐待防止等のための必要な体制を整備するとともに、従業者への研修を実施する等の措置を講ずるよう努めることを定めています。

第 2 章第 1 節（特定教育・保育施設の利用定員に関する基準）第 4 条、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めるもので、認定こども園及び保育所である特定教育・保育施設の利用定員は、20人以上とすること、利用定員を定めるに当たっては、法第 19 条第 1 項各号に掲げる子どもの区分ごとに設定することを定めています。

第 2 章第 2 節（特定教育・保育施設の運営に関する基準）第 5 条から第 34 条、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるもので、特定教育・保育施設の内容及び手続の保護者への説明と同意、入所申し込みに対する応諾義務、定員超過の際の選考方法の明確化、利用者負担額の徴収、上乗せ徴収の説明及び保護者同意、施設の区分に応じ、定められた指針に基づく、特定教育・保育の提供、運営規程を策定、差別的取り扱いや虐待等の禁止、業務上知り得た秘密の保護、記録の整備などを定めています。

第 2 章第 3 節（特例施設型給付費に関する基準）第 35 条・第 36 条、特例施設型保育事業の支給対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準に定めるもので、特別利用保育に関する基準として、都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すること、2 号認定子どもについて定められた利用定員を超えないことなどを定めており、

特別利用教育に関する基準として、幼稚園設置基準を遵守しなければならないこと、1号認定子どもについて定められた利用定員を超えないことなどを定めています。

第3章第1節（特定地域型保育事業の利用定員に関する基準）第37条、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めるもので、事業の利用定員は、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型・小規模保育事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とすること、3歳未満の利用定員を満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることを定めています。

第3章第2節（特定地域型保育事業の運営に関する基準）第38条から第50条、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、事業の内容・手続の説明、同意、正当な理由がない提供の拒否の禁止、定員超過の際の選考方法の明確化、連携施設の確保、利用者負担額の徴収、上乗せ徴収の説明及び保護者同意、保育所保育指針に準じた特定地域型保育の提供、運営規程の基準、差別的取り扱いや虐待等の禁止、業務上知り得た秘密の保護、記録の整備などを定めています。

第3章第3節（特例地域型保育給付費に関する基準）第51条・第52条、特例地域型保育給付の支給の対象となる特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に関する基準を定めるもので、特別利用地域型保育に関する基準として、市町村が条例で定める基準を遵守しなければならないこと、その事業者の利用定員を超えないことを定めており、特定利用地域型保育に関する基準として、市町村が条例で定める基準を遵守しなければならないこと、その事業所の利用定員を超えないことなどを定めています。

附則第1条、施行期日でございますが、この条例は、法の委任を受けて定めるものであるため、その施行期日は、根拠規定の施行日、子ども・子育て支援法の施行日とします。

附則第2条、特定保育所に関する経過措置でございますが、法附則第6条において、特定保育所（私立の保育所）については、当分の間、施設型給付費制度にかえて委託費の支払いとする経過措置が規定されています。本来は、これを受けて、施設型給付にかかる規定について必要な読みかえをするものです。

附則第3条、施設型給付に関する経過措置でございますが、法附則第9条では、1号認定子どもの施設型給付の額については、当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分の合計額とする経過措置が規定されていますので、本条は、これを受けて、施設型給付にかかる規定について必要な読みかえをするものです。

附則第4条・第5条、利用定員・連携施設に関する経過措置でございますが、小規模保育

事業C型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について、経過措置を設けるものです。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 多岐にわたってございまして、質問のこの内容が的を射ているかどうかわかりませんが、お尋ねをしたいと思います。

1点目は、この給付制度の導入だと、ここに特徴があると、こういう説明であります、一定の保育所等ですと、措置というぐあいな形でやられてきたと思うんですが、給付制度になると考え方のどこがどう違うのかなという点が1点であります。

そして、子ども・子育てのこの給付制度ということは、結局親御さんが責任を持つということになる心配はないのかという点が1点であります。

そして、待機児童の多い地域において、待機児童がないようにと、こういう趣旨が、この裏に隠れているのではないかと思います、下田市の実態は認定こども園の状況下、建設の状況から考えても待機児童等の実態の心配はないのではないかと、どう心配されているのか、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

そして、具体的な例としまして、地域型保育給付の事業所内保育、恐らく病院の保育所ではないかと思うんですけれども、2カ所あるとかというふうな提案があったかと思うんですが、そこはどこで、どういう基準で行われているのかと、保母さんや教諭がきっちり配置されて、その施設の内容はどのようになっているのかと、国基準を超えるものではないと、したがって、国基準でいいんだというような説明をされたかと思うんですが、実際に行われている、この2カ所の実態はどういうぐあいになっているのかと、資料としてこれも多岐にわたるとお尋ねをしますので、口頭説明だけではなくて、やはり資料をつけていただいたらというぐあいに思います。

なお、地域型給付等の事業については、市町村が条例で定めると、こういう形になるわけでありまして、今の説明ですと県内は国基準を超える、あるいは下回る自治体というのではないんだと、こういう説明だったかと思うんですけれども、具体的にこの国基準を上回る、

あるいは下回る基準を定めているところというのはあるのかないのか。そして、なぜ下回ったり上回ったりしているのかということ、4点目として明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、1点目の給付制度の導入の考え方ということですが、下田市の認定保育園、保育所、幼稚園、それから、民間の保育所がありますけれども、民間の保育所以外につきましては、市の運営ということで、この給付制度は導入されません。

それから、民間保育所の2園につきましては、この給付制度の公定価格という基準の中で、その費用を決めさせていただきます。現在民間保育所につきましては委託費という形で、市が民間保育所のほうへ行っているわけですが、この点についても公定価格で出された金額について民間保育所への委託をしばらくの間はしていくということになります。

それから、2の親御さんの責任ということですが、これにつきましては、児童福祉法のほうの24条のほうで、市は児童が保育を必要とする場合、第1項で、保育所において保育する義務を負うこと。第2項では、保育所以外で認定こども園などによりまして保育を確保するための措置を講じなければならないと規定されています。

下田市におきましても、その保育需要に対応することとか市の保育に関することには責任を持っていくということで、今までどおりその責任が後退することはないということになります。

3、大きい都市には待機児童が多く、下田市には待機児童がないのではないかと質問ですが、現在、下田市の認定こども園及び保育所、幼稚園、それから、民間保育所2園の定員に充足されていませんので、まだ子供が入れる状況にあります。また、これからの5年ぐらいの推移を見ますと、少子化ということもありますけれども、この利用定員はこの施設で十分充足されるものと見込まれます。ただ、ゼロ歳児の子供については待機する場合等があるかと思しますので、この点については子ども・子育て計画が今年度末に策定されることとなりますので、子ども・子育て会議等で検討していくこととなります。

4番目のことですが、事業所内保育の実態ということですが、2カ所あるということですが、私どもで把握しているのは、病院のところ、きんめ保育園ですか、それともう1カ所、ホテルかとは思われるんですが、その点の資料については持ち合わせていませんので、また改めて資料の提出をさせていただきたいと思っております。

国基準を上回るところ、下回るところということでしたけれども、下回るところについては、その基準を下回ってはいけない、先ほど言いましたが、従う基準、参酌する基準ということで、下回らないというふうに把握しています。上回る基準、県内には一応ありませんけれども、中には1歳児につきまして基準では6人に対して1人の保育士となっていますけれども、5人で1人見るというような基準を設けている市もあります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ありがとうございます。

引き続きお尋ねいたしますが、今、答弁の中で出ました、いわゆる措置費で進めてきたものが公定価格ですか、そういう形でこの事業所に委託、あるいは給付がされると、こういう形になろうかと思うんですが、公定価格になると、この措置費とどういふぐあいに違ふのかということが大きな心配といたしますか、実際事業をやられている方は関心事になろうと思うんですが、この辺がどのようになるのか明らかであればお答えをいただきたいと。

それから、やはり現在の保育所、あるいは認定こども園で基準は6人に1人という基準なのかもしれませんが、ゼロ歳から1歳までのお子さんの、1歳児というんでしょうか、お子さんの実態はどうなっているのか、恐らく3人に1人ぐらいの保育士をつけているんじゃないかと、あるいは2人に1人、そして、予備の人もつけるというようなことの基準でないと、なかなか事故の報告も小さい子についてはあるわけですので、果たして国基準でいいのかというような疑問を持ちますけれども、こちら辺の実態、実際に行っている実態はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 公定価格についてですけれども、公定価格は現行水準というのがありまして、先ほど言いましたけれども、現在民間保育園のほうに委託されている費用の出し方等も考慮されていまして、処遇改善とか施設の整備する場合には減価償却費、賃借料との対応とか、また、4歳児以上の場合には30人に1人の保育士がつかなければならないんですけれども、それを25人で行えば、また加算されるとか、3歳児については20人に1人のところを15人で行えば、同じく加算されるとか、あと保育士の中で主任保育士をつけて、その分加算されるとか、いろいろな条件で加算されるわけです。そうしますと、現行の委託費は十分確保されて、それ以上の加算もされるかと思っておりますけれども、まだ正式に決まっていますので、はっきりしたことは言えません。

それから、下田市の現況ということだけれども、先ほど1歳児は6人に1人の保育士はつけておきまして、基準より上の部分で5人に1人という形をとるところもあると言いましたけれども、下田市におきましてもゼロ歳児は3人、1歳児は5人、2歳児、3歳児、4歳児以上につきましては基準どおりの保育士がついている状況です。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

3回目です。

○7番（沢登英信君） 今のご答弁で実態がわかりました。

要望して終わりたいと思いますが、ぜひともこの国基準ではなくて、実際にこの認定こども園ないしは下田の保育園で行っている基準を参考にして、これに合うような形にしてくださいと、こういうぐあいに思うわけです。ゼロ歳児、1歳児、あるいは2歳児等については、各地区で事故等の報告も出ているところがございますので、国基準ということではなくて、やはり実際に行っている基準を参考にして定めるべきだと、こういうぐあいに私は考えますので、要請して、質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

増田 清君。

○12番（増田 清君） 1点だけ質問をしたいと思います。

第2節の運営に関する基準の中に、第31条、地域との連携等あります。これを見ますと、運営に当たっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。言うなれば、保育園、認定こども園のために地域との交流をしなければならないというような理解をするんですけれども、従来地域にあった場合は、その地域のイベントなりは、敬老会等ですね、毎年参加していただいていたんですけれども、今回認定こども園になりまして、ある地域では先生は参加できない、協力はするけれども、先生は参加できない。ある親御さんが協力的なところは親御さんにやっていただくというようにところもあるように聞いております。やはり、これは従来そういう形で地域との交流を行ったわけですから、ここに条例もちゃんと定めてあるわけです。やはりそれは従来どおり、地域との交流をしていただきたいと思いますけれども、どういうふうに当局は考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 地域との交流という関係でございますけれども、現状行って

いる運動会とか遠足とか、また、奉仕作業とか参観会とか、地域を含めた形で行っていきたいということ、また、これからの運営に関してもその基準等、また、子ども・子育て会議におきましても相談させていただいて、検討もさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

○12番（増田 清君） 私の聞いていることはわかったと思うんですけども、言うなれば、地域のイベント、それについて今までどおり参加していたんだから、今後も参加していただきたいということを申し上げているんです。今、言ったのは、先生は参加できませんよと、協力的な父兄がいればできますよということが実際に今、起こっているわけです。そういうことのないように、恐らく日曜日が祭日に皆さん、うちの地域でも11月3日に敬老の集いというのをやっているんですけども、これにはやはり30何名の保育園の方々、子供が従来ずっと参加されて、来て、一緒になって敬老の集いはやっていたんですけども、今年はどうなるか私も聞いていませんけれども、大賀茂地区以外での地区で、こういうことがもう現実に起こっているわけです。ですから、これはやはり教育委員会として従来どおりやりますよと、恐らく認定こども園の日には、そのとき審議会でもこういう話が出たと思うんですけども、それを必ずやっていただきたいというのが私の意見です。と同時に、ここにちゃんと条例に定めてあるわけですから、地域との連携をね、それはやっていきたいと思いますが、ここでやっていきますという答弁はできませんか、再度伺います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 増田議員の言ったことはよくわかります。私どもにつきましても、課でいろいろ相談しましてやっていけるように努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

○12番（増田 清君） それでは、努力して必ずやっていただくようお願いをして、質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） この条例は総務文教委員会で審議することになりましているんですが、2点質問します。

といたしますのは、この子ども・子育て関連3法というのは、非常に今日的な社会情勢を見

ますと、非常に有効だと思っているわけです。そういう意味では、下田市においても、これの的確な充実した施行というのが大事だと思います。

そこで、課長から冒頭この説明資料の2ページに新制度の主なポイントということで、3点挙げられました。その3点目の子ども・子育て支援の質・量の充実という点があるんですが、これは実は過日、総務文教委員会の協議会で私、指摘させていただきましたが、何としても私は改善しなきゃならないと思いますが、(3)の丸一番下の質の改善として、職員の配置や処遇の改善をすべきだと、こういうことなんです。

そこで、実態、下田市の認定こども園や保育園、保育所、あるいは幼稚園、ご承知のとおりずっと正職員を採用しないで臨時対応できました。恐らく実態は正規の職員と臨時職員は、おおむね同じぐらいいるんじゃないかなろうかと推定します。そういう中であって、実際に子供たちを本当に教育面から、あるいは保育の面から環境条件を的確にやるには、やはりこの3点目の質、あるいは量の充実というのが物すごく大事だと思います。

そこでお聞きしたいんですが、これは教育長でもいいんですが、今のこの職員、恐らく臨時の職員だって、保育士の資格を持っていたり教諭の資格を持って対応していると思いますけれども、現状問題がないのかと。こういう機会ですから、預かっている子供を本当に伸び伸びと育成するには、やはり見る側のこの処遇というのは物すごく大事だと思うんです。そういう面では余りにも、いわゆる職員と臨時職員のこの格差が余りにもあり過ぎるんじゃないかなろうかと、こういう感じを受けるわけです。そういう点において、いい機会ですから、ひとつ現状認識と、これからの改善の方法を考えているかどうかという点を、ひとつお聞きしたいと。

なお、これは委員会において現状の細かい数字等を出していただいて、有効な審議に資するように、ぜひ課長、これは本会議終わって委員会に付託された場合にはお願いしたいと思います。教育長、ぜひその点について1点お伺いします。

それから、もう1点は、この子ども・子育て支援事業に条例化のものとあわせて、昨年の6月の議会に、いわゆる子ども・子育て会議条例というのが制定されました。ここの一番の目的は、子ども・子育て支援事業計画というのを策定するのが任務でありまして、これはもう既に進んでいると思いますが、昨年6月21日に、この総務常任委員会に出された資料によりますと、おおむね11月中には、12月ですね、事業計画をつくると、案を最終的につくと、こういうスケジュールになっております。ところが、現状、条例の制定は当時の資料だと、6月の議会に出す予定で、3カ月遅れているわけです、この条例の上程がね、遅れて

いるんですが、この事業計画の策定の作業というのは順調にいつているのかどうか確認したいと思います。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私のほうから幼保の職員の配置の状況についてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のように、臨時の職員が大変多いということは認識をしております。そして、しかも、ここ数年、正規の職員を採用していないと、こういう状況が続いておりますので、いずれ何年かすればさらに退職等、正規の職員がしていければ、さらに正規職員が少なくなると、こういうことが出てくると思います。そのときに、最終的に正規職員が何もいないという状況になると、これは幼保だけでなく学校も同じなんですけれども、責任の問題、特に幼稚園、保育園は小さい子供ですので、いつ、どういう事故とか状況が起きるか、これは大変わからない状況にありますので、不測の事態に備えて、また、しっかり責任対応をしていくという意味でも正規の職員はある程度確保していく、これは必要だろうと、こんなふうには思っております。

そういう意味で、ここ数年採用をしていない状況にありますので、ぜひこれは正規の職員を増やしていけることを、また当局にも検討していただいて、ぜひ正規職員、この問題を少しでも増やす方向で考えていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） それでは、2点目ですけれども、子ども・子育て会議ですけれども、第1回目を今年の6月に行っております。それにつきましては、昨年度行いました下田市の現状及びニーズ調査の結果の報告と今後の検討スケジュールについて会議をさせていただきました。第2回目は、今年の8月でございます。そのときには、この条例を出すに当たって子育て会議を開催して検討をお願いしたということで、会議におきましては現行の水準を維持した国基準ということで条例を出すということで了解をしていただきました。今年度末には、子ども・子育て支援事業計画を策定しますので、現在その案についてご説明させていただき、まだ県との協議も進んでいませんので、県との協議も行い、それから、随時会議を開いて、最終的には今年度末に計画を策定する予定でいます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） もう1点、教育長にお尋ねしたいんですが、確かに将来に向けて正規の職員を採用していく計画を持っているというのは、これはいいんですが、当面やはり同じ恐らく資格を持って、そして、お子さんと多分そんなに変わらない仕事しているんじゃないかと思うんですよ。そうだとすると、できるだけ臨時職員の今の時点で、こういう機会に、条例制定する機会に、処遇改善をひとつ思い切って図るとというのが、これは大事なことだと思うんですよ。そういう考え方はございませんか。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） 今、議員のおっしゃっている処遇改善、具体的に私たちもできるだけ、先ほど言いましたように、しっかりと正規の教員と臨時職員が同等の仕事をしているという状況にあるならば処遇を改善をして、また優秀な臨時の方も採用というような、そのためにもできれば改善はしていきたいと、このように思っておりますが、また、財政当局ともこれについては独断で、こうできます、しますは、この場では答えられませんので、ぜひまた、これは検討の1つとしてお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） これは市長ね、よくやはり……

○議長（土屋 忍君） 3回目です。

○14番（大川敏雄君） 実情を把握して、やはり当面こういう条例や法律の改正時に、しかも、この改正の要否が職員の処遇の改善というのを説明しているわけですよ。ただ、基準では勤務体制のどうだこうだといって、その処遇についてはあんまりうたっていないんだけど、僕はこういう機会に、やはり当面是正できるものはしていくと、そして、いわゆる臨時職員の方でも伸び伸びと、せいせいその仕事に従事できると、こういういわゆる体制というのは大事だと思いますが、市長どうですか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 職員の配置や処遇改善につきましては、この保育士等だけではなく、全庁の中でも重要な問題であります。そういう中では、いろいろ考えてしなきゃならないところではありますが、担当のほうではこの配置や処遇の中のいろいろな問題、課題等は掌握していると思っておりますが、十分こちらのほうでそれを受けて検討している段階でありませぬので、至急、状況をきちっと把握をして、その中でどのような対応をすべきかということを検討していきたいと思っております。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） すみません、皆さんの具体的な質問の後で申しわけないんですが、ごく初歩的なことがよくわからないので、そこら辺の定義の説明というか、そこからもう一度教えていただきたいんですが、まず1点、特定教育・保育施設というときの、この特定というのはどういう意味なんですか。

それとあと、給付制度を導入したということなんですが、3ページにある現行制度と新制度、お金の流れがどういうふうになるのかということで、そこら辺がどういうふうに変わったのが具体的にはよくわからないんですが、結局国県からの補助金によって運営費を賄っているというふうな面が多分にあるんですが、そこら辺のところがどのように具体的に変わっているんですか、名前とか施設型給付とか地域型保育給付とか、何か名前は変わっていますが、お金の出どころとか、その流れというのが、それでどのように変わっていくのかというところ、下田市の負担というのは、これでどのようになるんですか。この中で下田市のそういう負担、金銭的な補助的な負担というのはどのように変わっていくのかというところを教えていただきたいと思います。

とりあえず、今の2点お願いします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、1点目の特定教育・保育施設の特定という意味ですけれども、教育・保育施設というのは、現状の認定こども園、保育園、幼稚園、認可保育所ということですが、すみません、現状といいましたけれども、私立ももしあればすべての幼稚園、保育園が特定教育・保育施設、あるいはすみません、保育・教育施設になりました、下田市が確認をしたものにつきまして特定教育・保育施設になります。

給付制度を具体的にということなんですけれども、下田市の場合におきましていただきますと、下田市が運営しているものは変わりません。市のお金で運営しているという形ですので現状と変わりません。また、民間保育所の2園につきましても、現在委託をしているという形になります。計算は今度の新制度に変わって計算自体は変わりますけれども、しばらくの間は今までの現行どおりという形です。民間保育所につきましてもは国の負担、県の負担、そして、市が負担して経営されております。

先ほどの地域型保育事業の小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育というのは、事業所内保育は現在ありますけれども、それは私立ですので、市では補助をしてい

なく、ほかのものにつきましては現在ありませんので補助もしておりません。これが新しくできて下田市が認定、確認を行った場合について、施設型給付、地域型施設型給付という形になりまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担する。当然これは保育料をもらって差し引いた額についてですけれども、そういう形になります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） どうも特定というのが、いまいちよくわからなかったんですが、もう一度ちょっとわかりやすく、何が特定で、今までとどういうふうになるのかというところが、もう一度わかりやすくご説明いただきたいと思います。

それとあと、給付制度もほとんど今、変わらないというふうなことで、ただ、地域型保育給付の中で今現在、下田市にはないような事業所内保育だとか、そんな家庭的保育ですか、それとか居宅訪問とか、そういうふうなのが今現在はないけれども、これが下田市の中でそういうふうな施設ができた場合には、市が認定すればそこに給付制度が行われるというふうな説明ですが、大もとはほとんど変わらない、今現在あるものは今現在と同じような形で給付制度というか、助成がなされているということであるとしたらば、じゃ、今回のこの制度の変わったということの一番大もとは何なんでしょう。

ただ、一番初めに、「はじめに」で「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童解消及び地域保育の支援による保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として」と書いてありますけれども、これは言葉としてはそうなんですが、それが具体的にどのように、この目的を、この制度の改革で実現しようとしているのかが、いまいちよく見えないんですが、そこら辺についてはどのように、この目的を実現していこうとするのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 特定教育ということですが、特定教育というのは保育園、認定こども園、幼稚園が保育・教育施設です。それを下田市が確認行って、施設型給付を行うことができるようになったものが特定教育・保育施設、下田市には、施設型給付を現在行わないです。それというのは、下田市は市で運営をしているものについては市が払いなさいということになっていきますので、施設型給付は行わない。民間保育所については、施設型給付ということになりますけれども、委託をしている状況ですので、市が委託費を民間保育所に払うということです。これは大きい都市が待機児童がいる都市におきまして、この待

機児童をなくすために地域保育所とか、または保育所をつくる折、市が確認をして特定になった場合には市の運営でありませので、国から施設型給付といった形で給付されるということですが。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） すみません。ちょっと時間をとらせて申しわけありません。

この下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例の2条の(15)のところに特定教育・保育施設を第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいうということで、その27条というのは、市町村は認定こどもが支給認定の有効期間内において市町村の施設型給付の支給に係る施設として確認する教育・保育施設から、当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除く）第9条第1項第1号に与える小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに当たっては、認定こども園においておける教育・保育、27条にはこれ以下、書いてあるんですけども、具体的にいいますと、幼稚園、保育園、認定こども園、あるいは教育・保育施設、教育というのが幼稚園であって、保育施設というのが認定こども園と保育園です。それは市が認めた、確認をして給付を受ける施設が特定がつかます。

ちょっと分かりづらいのは、下田市におきましては公営の施設と認定の民間保育所ということになりまして、これがもし私立の場合には、認定を受けると施設型給付という形に、国から2分の1、県から2分の1、保育料等は取りますけれども、市が4分の1の補助を受けれるという形になります。

下田市の場合は公営ですので、下田市が運営していますという形なので、その補助はもらえなく、市費で、地方交付税は一部入りますけれども、市費で運営されている。民間保育所につきましても、認可保育所ですので、市が今、委託している状況ですので、市が国の補助、また県の補助をいただいて払っているということです。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） いまだによくわからないんですが……

○議長（土屋 忍君） 3回目です。

○5番（鈴木 敬君） あれは個別に教えてもらえというような意見もありますので、それもあれなんですけど、よく説明するほうもよくわかってないんじゃないのかなというふうに思っちゃったりしますけれども、要するに、市が認定した施設、市の施設以外のところのそういう保育・教育施設に関して、それに関する給付というのは国から直にそっちに行くというこ

となんです、私立の稲生沢保育所だとか、ひかり保育園等々に関しても、一応は現状においても国からの補助、市からの補助等々行っているわけですよ。それじゃなくて、全く市からは行かないんだけど、国から給付が行くというふうな施設が特定というふうな意味なのかどうなのか、何かそういうふうを考えちゃったりしますが、また、今の現状の下田市の状況を見てみますと、とにかく認定こども園をつくるに際して、幼稚園、保育園を大分統廃合しました。現状においては、保育所の待機児童等々に関しては、そういうふうな問題は下田市においては発生していないというふうな状況だと思うんですが、そこら辺のところでは新たなそういうふうな民間的な保育施設が下田市において必要とされ、また、そういうふうなものの施設が出てくるというふうなことがあるのかどうなのか、そこら辺がないときに給付施設、ただ、事業所内の保育所ということに関しては、あるいは病院内の病院の看護師さん等々の子供たちに対する保育だとかは、大きな従業員をいっぱいを使う、人については、これからも出てくるかなと思いますが、ただ、そういうふうなのは市から積極的に働きかけるものでもないし、そこら辺のところの動きもよくわからないんですが、とにかく現状においては、この制度ができて下田市がどのように変わってくるのかが、いまいよく見えません。見えません。説明もよくわからない。お金の流れもよくわからないし、これによって下田市の保育・教育、幼児保育・教育がどのように変わっていくのかという姿がよく見えません。それは、委員会でしっかり審議していただくということを期待しますが、もう少し説明はわかりやすくしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） わかりづらくて申しわけありません。

特定ということは、わかりづらいのかなと思うんですけども、幼稚園、保育園、こども園を全て教育・保育施設と考えていただいて、それは市営であつたり私営であっても同じです。特定になる場合には、その下田市の確認をとって、施設型給付を受けるという形になるんですけども、実際施設型給付を受けるのは私立の保育園、幼稚園、認定こども園になる。市の経営とするものについては市が自分で運営しているんだよということで、市で払う。市で払うというか、市が責任を持っているということです。原則的には今までどおり、下田市の場合は。

それで、先ほど事業所内保育のことについて言いましたけれども、これは次、34号ですか、

そちらのほうでも説明しますが、事業所内保育で一般の子供を預かる場合に認定され、また確認される。ですので、事業所内だけでやっている場合には、この給付は受けられないです。それは34号で、また説明させていただきます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 6分休憩

午前11時16分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） それでは、議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の38ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙39ページから43ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、児童福祉法第34条の8の2の第1項の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととなっていることから、放課後児童健全育成事業を行う下田市においても、設備及び運営に関する基準について条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援新制度関連条例説明資料の条例（案）の概要9ページをお願いいたします。

第1条（趣旨） 条例の趣旨を定めるもので、委任を受けて条例を定める場合の趣旨規定としては、その根拠及び委任された事項を明示するものです。

第2条（定義） 条例における用語の定義を定めるものです。

第3条・第4条、この条例で定める基準（最低基準）の目的及び事業者の遵守事項を規定しています。

第5条から第21条、児童福祉法第34条の8の2により条例に委任された基準を定めるもので、内容は基準省令のとおりとしています。放課後児童健全育成事業の一般原則、放課後児童健全育成事業と非常災害対策、放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件、放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等、設備の基準、職員、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、秘密保持等、苦情への対応、開所時間及び日数、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応について基準を定めるものです。

主な基準について補足させていただきます。

第5条（放課後児童健全育成事業の一般原則）。

放課後児童健全育成事業に求められる一般原則として、児童の健全な育成を図る事を目的に実施すること、児童の人権への配慮及び人格の尊重を図ること、地域社会との交流・連携を図ること、保護者や地域社会へ事業内容を説明すること、事業の運営内容にかかる自己評価を行うこと、児童の保健衛生や危険防止に配慮することを定めています。

第9条（設備の基準）。

事業所の設備基準として、遊び及び生活の場となる専用区画を確保すること、支援に必要な設備及び備品等を配置すること、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とすること、専用区画等における衛生・安全確保をすることを定めています。

第10条（職員）。

職員の配置基準及びその資格要件として、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないこと、支援員の数は、おおむね40人を一の単位として支援の単位ごとに2人とすること。支援員は一定の資格を有する者で都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならぬことを定めています。

第18条（開所時間及び日数）。

事業所の開所時間及び日数の基準として、開所時間及び日数は、事業者が保護者の就労状況や地域の実情等を考慮し、事業所ごとに定めること、開所時間は、小学校の休業日は1日

8時間以上、休業日以外の日は1日3時間以上を原則とすること、開所日数は、1年につき250日以上を原則とすることを定めています。

附則第1条、施行期日でございますが、委任の根拠規定の施行日、整備等に関する法律の施行日から施行するものです。

附則の第2条、職員に関する経過措置でございますが、放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を定めるもので、第10条第3項は都道府県知事が行う研修を修了していることを要件としているところ、平成32年3月31日までの間は研修修了を予定していれば足りることとしています。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 放課後児童事業につきましては、さきの議案であります保育所関係の規定とともに、女性の社会参加においては非常に重要な施策と、今後のこの展開については非常に期待するところでございます。

条例の内容についてちょっとお伺い、まずさせていただきたいんですけども、設備の基準ということで今回設けました。

まず、この設備の基準における機能並びに専用するための機能を備えた区画等々というのは、どのようなことを指しているのか並びに下田の場合は下田小と稲生沢小で多分、運用のほうされていると思うんですが、現在こういったこの文言に対しての備わっているもの、あるいは不足している部分というものがどのような形であるかということをご説明いただきたいと思います。

2点目といたしましては、先ほど言いましたとおり、下田ではまだ全ての公立小学校にこの制度が設けられておりませんが、この展開というものは今後広範囲にわたってされていくのかどうかという点をお伺いさせていただきます。

3点目なんですけれども、受益者負担といいますか、この費用について未納ということ、未納部分がかなりあるということもお伺いしております。各ご家庭の中でさまざまな要因があつて、払えないご家族の方ですか、いろいろな条件があると思いますが、そういった部分

に対して今回条例ではそこら辺うたってはおりませんが、規定等でそういったものをうたっていくのか、あるいは今、考えている徴収の方法というものが新たにあるのかどうかというものをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 議員の質問ですけれども、設備ということですから、施設設備ということで、児童のための専用スペースを設けることとか畳、カーペット、カーテン等の設置ができていたりとか、体調が悪いときに休養できるスペースがあるとか、安全のために鍵がかけられるとか、トイレとか手洗いがあるとかということなんです。

それと、備品等につきましては、食品の保存に冷蔵庫があるとか図書とか遊具とかテレビとかあることとか、火災報知機とか消火器が設置されているとかというようなことでございます。

それから、今現在ある下田と稲生沢の学童保育については、今、言ったような施設は整っております。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） 失礼しました。すみません。

2点目の今後の展開ということですが、現在下田小学校は、1年生が21人、2年生が14人、3年生が4人、計39人います。稲生沢小学校が、1年生が8人、2年生が2人、3年生がゼロ人で現在10人です。指導員の数は2人で、おおむね40人以下となるという形になっておりますので、2人で見ています。過去に朝日小学校とか浜崎小学校のほうで学童保育をしたいというニーズがあったんですけれども、その下田、稲生沢小学校以外につきましては児童数が少ないので、継続的にクラブを運営していくことがなかなか難しいのではないかと考えています。今回、昨年ニーズ調査を行っています。そのニーズ調査を踏まえまして、年度末には事業計画が策定されることとなりますので、子ども会議等で検討していきたいと思っております。

それから、3点目の放課後児童クラブにつきましては、現在未納が25年度におきましては6万2,000円ほどありました。払っていない方にはお話しをし、また、電話等でも催促というかお願いをしているところでございますけれども、払ってもらえないという状況でございます。最終的には払っていただきたいと考えておりますので、努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。

未納の件に関しましては、特に保護者さんは自分の子供が卒業ないし学校から離れてしまうと学校関連のお金は逃げ得といいますか、そのまま放置されるという傾向が、給食費であったり、いろいろな面で多いというふうに推測されますので、ぜひ公正、公平な徴収ということで頑張っていたきたいと思います。

先ほど拡大ですね、各小学校への拡大という意味では、やはり人数が少ないから継続が困難という理由もよくわかりますが、先ほど来言いましたとおり、これは社会進出、女性の社会進出における国の施策の大きな指針の1つでございます。どうしても人数がというところを理由にしてしまいますと、その女性、当該する女性の方の社会進出のチャンスを逸してしまう可能性もあるということをご認識いただいて、今後検討いただいて、しっかりと各学校、こういった充実した施策をしていただきたいと思います。要望です。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 条例の第4条の放課後児童健全育成事業を行う者、この健全事業を行う者とはどういう方たちが想定されるのかと。今、市のほうでやられていると思うんですが、民間の事業者や、そういう社会福祉協議会等含めて想定できるのかと、事業を行う者とはどういうものかという点についてお尋ねをしたいと思います。といいますのは、現在やられている状況が、その制度が大きく下田市においては変わる可能性があるのかどうなのかというところは、この事業者のところではないかというぐあいに思うからであります。

それから、第5条は、放課後児童育成事業の一般原則として、小学校に就学している児童であつてということになりますと、1年生から6年生までが当然想定されようと思います。今、市のほうで行っております学童保育と言ったらいいかと思いますが、これはたしか3年生までで39人、あるいは16人であると、稲生沢のほうはですね。下田は39名だと、こういうご説明をいただいたわけでありましてけれども、この法律の趣旨からいって1年生から6年生までが対象になるのかと、なるんだとすれば、これらの計画というのはどのように進められるのかという点が2点目でございます。

そうしますと、具体的には施設の基準の第9条のところを見ますと、一般の事業者といったらいいんでしょうか、あるいは民間の事業者の方々が、このような施設まで整備して事業

を開始するというのは、なかなか困難だといいますか、考えられないんじゃないかというような思いもするんでありますけれども、先ほどの1点目と重なる質問でございますが、見解をお尋ねをしたいと。

それから、このおおむね1.65平方メートルについては、私の知るところでは児童1人につき1.85ぐらいのものにしろという、こういう規定を設けているところもあろうかと思うんですが、この1.65平方メートル、児童1人につきですね、基準というのはどういう意味合いを持っているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

さらに、この第10条の職員のところでいきますと、39人であるので2人の職員で対応をされるんだと、こういうことでございますけれども、この2人の職員もちょっと間違っていたら恐縮ですけれども、臨時職員ではないかと思うんですけれども、この際、やはりこういう体制も、この条件を見ますと、保育士の資格を持っている、あるいは社会福祉士の資格を持っている者とか、その条件は大変専門家と言っていい方に担当していただくということになると思うわけですので、きっちり正職員としての対応といいますか、労働への対応が必要ではないかと、この条例を提案するに当たりまして、処遇の改善も含めて検討すべきではないかと思っておりますけれども、以上質問をさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 沢登議員の質問ですけれども、第1条の事業を行う者ということですが、事業を行う者は市、NPOとか民間の方もいい、誰でもという形になるかと思っております。

第5条の6年生まで学童に保育できるのではないかということですが、先ほど竹内議員のほうでも下田小学校は1年生は21人、2年生は14人、3年生が4人、稲生沢小学校は1年生が8人、2年生が2人、3年生がゼロ人という形になっておりまして、3年生になりますと、がくんと激減するんです。4年生以上につきましても、希望する場合は学童に入れますけれども、相対的にはそれほど多くないのではないのかなというふうに感じているところでございます。でも、ゼロということはないと思います。優先度を考えて、子供を入れるような形になると思っておりますけれども、待機することも考えられますが、先ほども言いましたが、そのようなことにつきましても支援計画のほうで策定することになると思っておりますので、会議のほうで検討させていただきたいと思っております。

第9条のところの施設の整備ということなんですけれども、現在、厚生労働省が作成しました放課後児童クラブガイドラインというものがあまして、そのガイドラインに沿って施

設の整備、また静岡県からも出ていますガイドラインに基づき設置運営を行っているところ
であります。その運営に基づいた基準設定で行っていますので、最低基準として1.65平米は
確保した中で行って、現在も行っていきます。

また、現在学童保育に通われている保護者のほうに調査をしたところ、施設とか環境整備
についてお伺いしたところ、満足している方は28.6%、ほぼ満足されている方が54.8%あり
まして、83.4%程度、満足されているというふうに感じています。そのような結果も出てい
る状況でございます。

それから、支援員の関係で資格等がないのではないかと。また、ちゃんと保育士の資格を持
っていなければいけないのではないかとということですが、一応資格を持っている方も
いらっしゃるし、また、研修とか保育士と同等以上だと思って市長が認めている者につ
いて支援員は行っているところでございます。

それから、厚生労働省の指針が検討されたということで、これから新しいガイドラインが
改訂される予定でいます。そここのところについては新聞報道ですが、来年4月から支
援員の資格を新設し、認定されるためには計24時間程度の研修が必要と定めた都道府県向け
ガイドラインをまとめる。研修を受けるには、保育士や教員免許など、一定の資格を持って
いることが必要だと。都道府県が二、三カ月以内の期間に計24時間を要する研修を経て認定
するという形になりますので、その基準はよくなっていくのではないかとというふうに考えて
います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第34号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 日程により、議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 続きまして、議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の44ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙45ページから62ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととなっていることから、家庭的保育事業等を行う下田市においても、設備及び運営に関する基準について条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援新制度関連条例説明資料の条例（案）の概要10、11ページをお願いいたします。

目次は、家庭的保育事業の4つの事業に共通の基準を第1章の総則に規定し、以下、各事業に固有の基準を第2章から第5章まで順に規定しています。

第1条（趣旨）条例の趣旨を定めるものです。委任を受けて条例を定める場合の趣旨規定として、その根拠及び委任された事項を明示するものです。

第2条（定義）条例における用語の定義を定めるものです。

第3条・第4条、この条例で定める基準（最低基準）の目的及び事業者の遵守事項を規定しています。

第5条から第21条、家庭的保育事業等に共通の基準を定めるもので、家庭的保育事業者等に求められる一般原則、連携施設の確保、非常災害対策、家庭的保育事業者等の職員に求められる一般的要件、利用乳幼児に対する差別的取り扱いや虐待等の禁止、衛生管理等の基準、食事の提供の基準、利用乳幼児及び職員に対する健康診断の実施、運営規程や帳簿の整備、利用乳幼児及びその家族の秘密保持、苦情への対応などについて定めています。

第2章、家庭的保育事業、第22条から第26条、家庭的保育事業に固有の基準を定めるもので、家庭的保育事業を行う場所の要件、配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育することのできる乳幼児数、保育時間の基準、保育内容の基準、保護者との連携について定めています。

第3章、小規模保育事業、第27条から第36条、小規模保育事業に固有の基準を定めるもので、小規模保育事業は、保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育園に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型に区分されており、本章では、3類型の特性に応じて、それぞれの固有の基準を定めています。各類型とも、事業所の設備、職員、保育時間、保育

内容、保護者との連携について基準を定めています。C型については、これらのほかに家庭的保育事業に近い少人数であることから、利用定員を6人以上10人以下とする規定を定めています。

第4章、居宅訪問型保育事業、第37条から第41条、居宅訪問型保育事業者に固有の基準を定めるもので、居宅訪問型保育事業者に特徴的な基準として、居宅訪問型事業者が提供する保育の内容、事業所の設備及び備品の基準、保育者1人が保育できる乳幼児数、居宅訪問型保育連携施設の確保を定めるほか、家庭的保育事業の基準の準用により、保育時間、保育内容、保護者との連携に関する基準を定めています。

第5章、事業所内保育事業、第42条から第48条、事業所内保育事業に固有の基準を定めるもので、事業所内保育事業は、事業所を設置する企業等の従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供することとされているため、利用定員の設定の際には、事業所の利用定員に応じて定める数以上の地域の子供の定員枠を設定しなければならないとする規定が置かれています。事業所内保育事業については、利用定員についての上限・下限が定められていないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準が定められているという特徴があります。

附則第1条、施行期日でございますが、委任の根拠規定の施行日、整備等に関する法律の施行日から施行するものです。

附則第2条から第5条、経過措置でございますが、附則第2条以下は、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する基準についての経過措置を定めるものです。附則第4条及び第5条の見出しについては、対象が特定の事業者のみであることから、その点を明示しています。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 家庭的保育事業等は、実態的には無認可保育所とも言えない無認可で進められた事業を、言ってみれば基準を設けて認めていこうと、こういうぐあいに私には映るわけです。大変問題のある、そういう意味では条例基準ではないかと、国のほうがこうい

うものを定めたわけですので、自治体としてとやかく言えないというようなことがあるのかもしれませんけれども、この基準で見ますと、従来の社会福祉協議会等で行われている子育ての支援事業ですね、ママさんを派遣したりお母さん同士が協力、保育を協力し合っていると、子育て支援事業とこの事業との関連というのはどういうぐあいになるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、それぞれA、B、Cですか、形が分けてあるわけでありませけれども、何でA、B、Cというぐあいに分けてあるのかと。そして、この下田市の実態としてこの事業所が出てくる可能性があるのかと、むしろこういうことではなくて公立の幼稚園、保育園、子育て支援事業といいますか、そういうものできっちり対応すべきではないかと、国の法体系ですので、一応定めておかなければならないという理由はわからないわけではありませけれども、これはなるだけ使わない、使わせないと、こういう姿勢が必要ではないかと思いますが、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、1点目の保育ママとの関係ですけれども、現在、下田市にはこの保育ママというのはありません。国が考えていることにつきましては、保育ママは居宅訪問型事業に移行して、先ほど述べましたが、国から2分の1の補助、県から4分の1、市から4分の1の補助を受けて行って、拡大して行ってもらいたいという考えがあるのかと思いますが、市としますと今ニーズされている方は今、行っている現行の施設で十分行えていますので、新しくできるとは余り考えられにくいのかなというふうに思っております。

それから、2点目のA、B、Cに分けた理由ということなんですけれども、A、B、C、小規模保育施設ということで、事業ということで20人以下、20人を超えますと普通の保育園になります。A型というのは、A型、B型については家庭的保育、20人以下の小規模、すみません、失礼しました。A型については20人以下の小規模保育で、C型については小規模保育ですけれども、国の考え方からすると、僻地保育所などからの移行を念頭に置いているもので2分の1とされています。そして、そのA型とB型の違いというのは保育士の数によりますので、国から受ける給付が違くなってきます。当然保育士の人数が多くなれば給付は多くなります。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） すみませんでした。言うのが遅くなりましたが、33ページのほうに資料が、資料の中の資料は33ページのほうにありますので、ちょっと見てください。

一番左が家庭的保育ですけれども、2番目に小規模保育事業A型、B型、その次にB型とありまして、ここについては6人から19人の子供を預かるという形で、AとBの違いは保育士の数であります。小規模保育事業C型というのは6人から10人という形になりまして、B型というのはその中間と考えていただければいいかと思います。

それから……

[発言する者あり]

○学校教育課長（土屋 出君） すみません、下田市に実態は事業所内保育が2カ所あって、その他についてはございません。

それと、先ほど言いましたけれども、利用定員の数が5年間推移していきますと、現在ある施設で十分賄えるかと思われるので、現在ある施設の中が主体となって運営していくような形になると思いますので、なかなか小規模保育はできないのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 1点だけお聞きしたいんですが、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型、事業所内保育事業、これらの設置に関するいろいろ基準とか、そういうふうなものが書いてあるんですが、防災の面から考えて、これらには浸水域の問題、津波等々の問題に対する規定とか等々は何もないんですが、そこら辺のところはどうなっているんでしょう。今現在でも下田保育所について津波が来たら、乳幼児を中心として、もう非常に危険だよというふうなことが言われているんですが、これは新たにこういうふうな施設がつけられるというときに、そこら辺のその要点の中に津波の防災との関連というのが余り出てきていないんですが、そこら辺のところについてはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 防災の面から答えさせていただきます。

そもそも家庭的保育事業等の事業に関しましては、浸水域であったとしても建築とか設置はできると思います。それは、逆に言いますと、浸水域しかないような地域もありますので、そちらのほうを制限することはちょっとできないかなと思います。

ただし、下田市におきましては、先ほど学校教育課長がおっしゃられましたように、現状で待機児童がない、そういうことでありますので、小規模保育所に関しましては今後でき

る見込みは少ないと思っております。ただ、浸水域に、もしつくる場合については、そちらの設置の要請に対して市のほうで断ることはできないと思っておりますので、しっかりした避難計画とか、そういうものを出してもらった上で設置に関して認可するかどうかというのは考えていくかと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 同じようなことになるかもしれませんが、この基準でいきますと、建てられないということはないと思われま。

また、その災害についてですけれども、下田保育所でも浸水域に現在建てられています。耐震設備にはなっているんですけれども、地元のニーズ、通いやすい点もあるのかと思われま。すけれども、避難訓練等を実施し、また、近くのハローワークなどにも協力を依頼して避難訓練を行っている状況です。この点につきましても、新しく保育園ができるとなると、やはりそのニーズに応えるとなると、やはり浸水域の区域が多いのではないのかなというふうに思われますので、また、当然これを認可、確認するためには子ども・子育て会議にかけるような形になると思われま。すので、そこで意見を付して、その事業者のほうに加えることも可能かと思われま。す。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第35号～議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第37

号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、私のほうから議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第43号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括してご説明を申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

まず初めに、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、6月補正後の事情の変化により必要となった義務的事業等に限ったものとする定め、予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、平成25年度決算に基づく繰越金の増額、普通交付税交付額の確定による増額、特別会計からの繰入金の前払金の精算に伴う増額等の一般財源の増額を補正財源のベースとし、歳出では、国県補助事業の調整、防災対策、地域経済対策、教育・子育て市民等市民生活の安心・安全を図るとともに、財政調整基金への積み立て措置により、財政の安定化を目指すこととするものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,101万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ97億5,696万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページか

ら4ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、第1項は、債務負担行為の変更は「第2表債務負担行為補正変更」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件で、事項は「家屋評価システムリース料」、期間の変更はなく、限度額を事業予定額の変更はなく、平成26年度予算計上額67万1,000円を20万2,000円に、平成27年度以降支払額335万5,000円を382万4,000円に変更するものでございます。

1ページに戻っていただき、第3条は地方債の補正で、第1項は、地方債の追加は「第3表地方債補正1追加」による。

第2項は、地方債の変更は「第3表地方債補正2変更」によるということで、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

まず、1としまして、地方債の追加は1件でございます。起債の目的は第2分団第3部詰所建設事業で、限度額380万円を追加するものでございます。

2としまして、地方債の変更は5件でございます。1件目、起債の目的は田牛漁港機能保全計画策定事業で、起債対象事業外となったことにより取りやめとなったもの。2件目、起債の目的、県単道路整備事業及び3件目の起債の目的、県営街路整備事業につきましては、臨時財政対策債に振りかえるものでございます。4件目は、起債の目的は敷根公園改修事業で限度額1,210万円を1,500万円に変更するもの。5件目は、臨時財政対策債で発行可能額が確定したため、限度額4億5,000万円を限度額4億6,840万円に変更するものでございます。

なお、追加・変更のいずれについても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、9款1項1目1節地方特例交付金58万7,000円の減額は、減収補填特例交付金の確定によるもの、10款1項1目1節普通交付税1億7,662万6,000円の増額は、普通交付税交付金の確定によるもの、14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金728万9,000円の減額は、国の補助金が総務省分と厚生労働省分に区分されたこと、また、本年度分の内示があったことにより減額するもので、これを2目7節及び3目4節に振り分けをするもの、同2節国庫・がんばる地域交付金1,287万7,000円の追加は、国の平成25年度補正予算で措置されたもので、景気回復の効果を全国に

波及させるため、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村であっても、地域活性化に取り組みよう支援することを目的とした交付金の確定によるもの、同2目7節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金（民生費分）としまして479万9,000円の追加及び同3目4節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金（衛生費分）53万3,000円の追加は、さきの1目1節からの振りかえ分、15款3項5目1節権限移譲事務交付金39万7,000円の増額は、交付金の確定によるもの、19款1項1目1節繰越金3億3,913万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、21款1項1目1節水産業債220万円の減額は、起債対象外の事業となったため、同2目1節道路橋梁債450万円の減額、3節街路債890万円の減額は、臨時財政対策債の増額により振りかえをするもの、同4節都市公園債290万円の増額は、起債対象事業の増額に伴うもの、同3目1節消防債380万円の増額は、第2分団第3部詰所建設事業にかかるもの、5目1節臨時財政対策債1,840万円の増額は、発行可能額の確定によるものでございます。

総務課関係、16款2項1目1節不動産売却収入75万5,000円の追加は、市有地の売却、20款4項4目20節雑入93万2,000円の増額は、地方税滞納整理機構派遣職員給与受入金でございませう。

4ページ、5ページをお開きください。

地域防災課関係、18款2項1目4節緊急地震・津波対策基金繰入金50万円の増額は、災害用避難施設整備補助金の財源として繰り入れをするもの、20款4項3目2節一部事務組合過年度収入1,019万2,000円の増額は、下田地区消防組合より平成25年度の負担金精算分を受け入れをするもの、20款4項4目20節雑入204万6,000円の増額は、市町村振興協会地震・津波対策事業交付金を追加するものでございませう。

福祉事務所関係、20款4項3目1節民生費過年度収入45万9,000円の増額は、自立支援医療・育成医療分、行旅死亡人費用弁償分の前年度精算金及び法外援護精算金でございませう。20款4項4目4節心身障害者扶養共済制度保険料受入金52万円の増額は、年金受給者1名の増加によるものでございませう。

市民保健課関係、18款1項2目1節国民健康保険事業特別会計繰入金327万2,000円の増額は、前年度の介護納付金補填精算分、同3目1節介護保険特別会計繰入金1,750万6,000円の増額と同4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金373万4,000円の増額は、前年度決算確定による精算分を受け入れるものでございませう。

環境対策課関係、13款2項3目2節清掃手数料990万1,000円の追加は、ごみ持込手数料

(過年度分)及び督促の手数料、15款2項3目2節県費・環境対策費補助金1万5,000円の減額は、河川海岸愛護事業補助金の確定によるもの、20款1項1目1節延滞金7万円の追加は、ごみ持込手数料に係るもの、同4項3目2節一部事務組合過年度収入135万8,000円の増額は、前年度決算確定に伴います南豆衛生プラント組合負担金の精算によるものでございます。

産業振興課関係、12款1項1目2節水産業費分担金43万7,000円の増額は、下田地区漁港機能保全整備事業に係るもの、15款2項4目1節県費・農業費補助金75万円の増額は、青年就農給付金交付事業に係るもの、同2節県費・林業費補助金424万4,000円の増額は、美しい森林づくり基盤整備交付金39万1,000円、6ページ、7ページをお開きください。同じく森林整備地域活動支援事業383万4,000円、しずおか林業再生プロジェクト推進事業1万9,000円の合計額の増額でございます。同3節県費・水産業費補助金425万円の増額は、下田地区漁港機能保全整備事業で375万円、白浜漁港小規模局部改良事業50万円の追加でございます。同5目1節県費・商工費補助金1,274万円の減額は、消費者行政活性化基金事業16万円の増額、地域人づくり事業1,400万円の減額、地域商業パワーアップ事業110万円の増額、減額によるものでございます。

観光交流課関係、15款2項5目2節県費・観光施設整備費補助金300万円の増額は、ジオサイト整備事業分でございます。

建設課関係、13款1項6目2節河川占用料60万9,000円の増額は、河川占用料(過年度分)でございます。

学校教育課関係、14款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金662万9,000円の増額は、国の補助制度の改正により、当初予算において県補助金に計上した事業が一部国費に振りかえられたもの、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金428万9,000円の減額は、補助制度の変更により、国庫に変更となったなどのため、同3項6目1節県費・教育費委託金90万円の追加は、実践的防災教育総合支援事業委託金でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。議会事務局関係、1款1項1目の0001番議会事務353万1,000円の減額は、議員報酬等及び職員の人件費。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業143万1,000円の増額は、職員人件費、2款1項8目0143行政改革推進事業8万円の増額は、普通旅費及び通行料、2款1項9目0300財政管理事務6万7,000円の減額は、職員人件費の減額及び普通旅費等の増額、2款1項16

目0380財政調整基金4億3,420万円の増額は、前年度決算剰余金分として2億3,400万円、財源調整分として2億20万円を積み立てをするものでございます。2款9項1目0910電算処理総務事務285万1,000円の減額は、職員人件費及び社会保障・税番号制度に係る経費の調整、11款1項1目7700起債元金償還事務76万1,000円の増額は、平成15年度借入分の利率見直しに伴う長期債の元金、11款1項2目7710起債利子償還事務3,098万9,000円の減額は、平成15年度借入分の利子軽減分及び平成25年度発行債の利率の確定によるもの、12款1項1目予備費2,611万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費88万3,000円の減額は、職員人件費の減額と退職手当（特別）負担金の追加、2款1項2目0112職員研修事業11万4,000円の増額は、普通旅費、2款1項3目0140行政管理総務事務22万5,000円の減額は、消耗品費の増額と車両購入の減額、2款1項4目0172広報広聴事業72万3,000円の減額は、印刷製本費、2款1項12目0350工事検査事務4,000円の減額は、職員人件費でございます。

出納室関係、2款1項10目0320会計管理事務4万6,000円の増額は、職員人件費でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業866万9,000円の増額は、職員人件費の減額、新庁舎等建設候補地の測量業務委託等でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務166万2,000円の減額は、職員人件費、2款2項2目0471資産税課税事務46万9,000円の減額は、家屋評価システムリース料でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

地域防災課関係、2款7項1目0753防犯対策事業120万円の増額は、光熱水費、2款8項1目0860地域防災対策総務事務240万2,000円の減額は、職員人件費の減額、普通旅費及び防災対策工事の増額、同0861地域防災組織育成事務150万円の増額は、災害用避難施設整備事業補助金、8款1項2目5810消防団活動推進事業10万4,000円の増額は、職員人件費の減額及び普通旅費等の増額によるもの、同3目5864第2分団第3部詰所建設事業380万円の追加は、実施設計業務委託、同5870消火栓整備事業200万円の増額は、消火栓新設出資金でございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務327万5,000円の減額は、職員人件費でございます。

福祉事務所関係3款1項1目1000社会福祉総務事務135万9,000円の減額は、職員人件費、同1002社会福祉法外援護事業19万4,000円の増額は、県費返還金、同4目1052在宅身体障害

者（児）援護事業149万2,000円の増額は、前年度の自立支援医療費等の確定による国庫及び県費の返還金、同5目1102心身障害者扶養共済事務52万円の増額は、年金受給者の増によるもの、同7目1120障害福祉サービス事業315万1,000円の増額は、障害福祉サービスシステムに係る経費の増額と前年度の支給確定による国庫及び県費返還金、3款2項3目1300総合福祉会館管理運営事業2,110万円の増額は、総合福祉会館の改修工事に係るもの、3款3項1目1453児童扶養手当支給事業20万円の増額は、前年度の支給確定による国庫返還金、同8目1700母子家庭等援護事業40万3,000円の増額は、前年度の児童入所施設措置費等の確定による国庫及び県費の返還金、3款4項1目1750生活保護総務事務275万円の増額は、職員人件費、前年度の扶助費確定に伴う国庫及び県費返還金、同1752生活保護適正実施推進事業100万1,000円の増額は、社会保障・税番号制度に係る生活保護システム改修経費、前年度決算確定に伴いますセーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫返還金でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務249万1,000円の減額は、職員人件費、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業19万4,000円の増額は、前年度決算確定に伴う社会法人等による利用者負担減免事業補助金の県への返還金、3款2項7目1426認知症施策総合推進事業53万4,000円の追加は、前年度の事業費確定による国庫返還金、12ページ、13ページをお開きください。3款6項1目1850国民年金事務22万9,000円の増額は、職員人件費、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金423万2,000円の増額は、前年度の出産一時金の精算による不足分76万円、職員人件費分167万2,000円、社会保障・税番号制度適用改修費180万円を繰り出すもの、3款8項1目1950介護保険会計繰出金1万3,000円の増額は、職員人件費分208万7,000円の減額と社会保障・税番号制度適用改修費210万円の増額の差額を繰り出しをするもの、3款9項1目1960後期高齢者医療事務466万8,000円の増額は、職員人件費及び静岡県後期高齢者医療広域連合負担金、同1965後期高齢者医療会計繰出金92万3,000円の増額は、職員人件費7万7,000円の減額と社会保障・税番号制度適用改修費100万円の増額の差額を繰り出すもの、4款1項1目2000保健衛生総務事務61万9,000円の増額は、職員人件費、同2目2020予防接種事業601万5,000円の増額は、予防接種法の改正に伴い、水痘及び成人対象の肺炎球菌予防接種が定期接種となったための経費、同3目2040母子保健相談指導事業13万2,000円の増額は、未熟児療育医療に係る国庫及び県費返還金でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務272万6,000円の増額は、職員人件費、4款3項3目2280ごみ収集事務6万1,000円の減額は、職員人件費、4款3項4目2300焼却場管理事務2,480万9,000円の増額は、職員人件費の減額、焼却炉修繕料の増額によるもの、4

款 3 項 5 目 2383 環境美化推進事業 1 万 5,000 円の減額は、河川海岸愛護事業補助金でございます。

産業振興課関係、5 款 1 項 1 目 3000 農業委員会事務 79 万 6,000 円の減額は、職員人件費の減額、農地制度実施円滑事業費・県補助金の返還金、同 2 目 3050 農業総務事務 79 万円の増額は、職員人件費、同 3 目 3100 農業振興事業 75 万円の増額は、青年就農給付金、同 5 目 3200 農用施設維持管理事業 768 万 1,000 円の増額は、職員人件費、修繕料、農道須崎西部線用地測量業務委託、農業用施設維持補修用資材の増額、5 款 2 項 1 目 3350 林業振興事業 389 万 1,000 円の増額は、間伐事業等補助金及び森林整備地域活動支援事業補助金、同 3351 林道維持管理事業 110 万 2,000 円の増額は、修繕料、同 3 目 3450 保健休養林管理事業 77 万円の増額は、爪木崎自然公園に係る経費で、トイレの解体及び間伐業務委託、5 款 4 項 1 目 3700 水産振興事業 5 万 4,000 円の増額は、下田市漁業近代化資金等保証補給事業補助金、同 2 目 3750 漁港管理事業 131 万 4,000 円の増額は、職員人件費、修繕料、漁港維持補修用資材の増額、同 3 目 3804 田牛漁港機能保全計画策定事業 62 万 3,000 円の増額は、職員人件費、14 ページ、15 ページをお開きください。同 3805 下田地区漁港機能保全整備事業 500 万円の追加は、下田地区（須崎漁港）漁港機能保全整備工事、同 3806 白浜漁港小規模局部改良事業 130 万円の追加は、白浜漁港小規模局部改良工事を、6 款 1 項 2 目 4050 商工業振興事業 520 万円の増額は、住宅リフォーム振興助成金及び商店街環境整備事業等補助金、同 3 目 4100 消費者行政事業 10 万 5,000 円の増額は、消耗品費でございます。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目 4200 観光まちづくり総務事務 161 万 4,000 円の減額は、職員人件費、同 2 目 4250 観光まちづくり推進事業 1,300 万円の減額は、下田芸妓文化継承業務委託（地域人づくり事業）の減額及び下田市観光協会補助金の増額、同 4252 広域観光推進事業 30 万円の増額は、伊豆半島ジオパーク推進協議会負担金（中央拠点施設建設分）、同 3 目 4350 観光施設管理総務事務 24 万 5,000 円の増額は、海岸砂防柵設置事業補助金、4356 旧澤村邸管理事業 150 万円の増額は、シロアリ駆除業務委託、同 4357 伊豆半島ジオパーク推進整備事業 450 万円の増額は、ビジターセンター改修工事の追加でございます。

建設課関係、7 款 1 項 1 目 4500 土木総務事務 170 万 4,000 円の減額は、職員人件費の減額、消耗品費、測量及び登記業務委託の増額によるもの、7 款 2 項 1 目 4550 道路維持事業 3,872 万 7,000 円の増額は、修繕料、車両関係手数料、市道維持補修工事費等の増額、同 2 目 4570 交通安全施設整備事業 100 万円の増額は、交通安全施設設置工事、同 3 目 4605 県単道路整備事業負担事務 2 万 8,000 円の増額は、静岡県道路利用者会議負担金の確定によるもの、7 款

3項1目4800河川維持事業550万円の増額は、河川維持補修工事費、同2目4900排水路維持事業300万円の増額は、排水路維持補修工事費、7款4項1目5100港湾総務事務6万6,000円の増額は、普通旅費、7款5項1目5150都市計画総務事務168万5,000円の増額は、職員人件費、普通旅費等、同4目5250都市公園維持管理事業75万3,000円の増額は、敷根公園下水道接続工事費、7款6項1目5500下水道会計繰出金700万円の減額は、下水道事業特別会計の決算確定に伴い繰越金が確定したこと及び長期債借入利率確定に伴い利子が軽減されたため繰出金を減額するもの、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業150万円の増額は、市営住宅修繕料でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業10万7,000円の増額は、職員人件費の減額と緊急地震速報システム配信料、下田保育所空調機器設置工事、管理用備品の増額によるもの、同4目1600民間保育所事業73万円の増額は、保育士等処遇改善臨時特例事業に要する経費、同6目1670認定こども園管理運営事業126万円の増額は、職員人件費の減額と修景工事及び夜間照明設置工事の追加によるもの、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務34万1,000円の増額は、職員人件費の減額、下田市学校等再編整備審議会に係る経費の増額、小中学校児童生徒対外派遣補助金の増額によるもの、9款2項1目6050小学校管理事業260万3,000円の増額は、修繕料、緊急地震速報システム配信料、管理用備品の増額によるもの、9款3項1目6150中学校管理事業1,570万円の増額は、修繕料及び中学校エアコン設置工事の追加によるもの、9款4項1目6250幼稚園管理事業69万5,000円の増額は、職員人件費、緊急地震速報システム配信料、管理用備品の増額によるもの、9款7項1目6800学校給食管理運営事業5万3,000円の減額は、職員人件費でございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務192万7,000円の減額は、職員人件費、同4目6500芸術文化振興事業15万5,000円の増額は、下田開港160周年記念講演会に係る経費、同5目6550公民館管理運営事業350万円の増額は、中央公民館エアコン修繕料、同6目6600図書館管理運営29万円の減額は、職員人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の115ページをお開きください。

平成26年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ123万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の116ページから117ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は6万7,000円の減額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、5款1項1目予備費6万7,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第37号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の127ページをお開きください。

平成26年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ858万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の128ページから129ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金148万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、4款1項1目予備費148万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でござ

います。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第37号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の139ページをお開きをください。

平成26年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ319万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の140ページから141ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きをください。

歳入でございますが、1款1項1目1節市有地貸付収入17万1,000円の増額は、昨年度取得しました下田公園隣接地の貸付料の追加でございます。

歳出でございますが、2款1項1目8210土地開発基金繰出金17万1,000円の追加は、市有地貸付収入を土地開発基金への積立分として繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の151ページをお開きをください。

平成26年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億684万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の152ページ

から153ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算書の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項3目1節特定健康診査等負担金7万7,000円及び6款2項2目2節特定健康診査等負担金7万7,000円の増額は、前年度の精算分、9款1項1目2節事務費等繰入金347万2,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費分として167万2,000円、事務費分180万円は、電算システムマイナンバー制度へ適用改修するための費用を増額するもの、同3節出産育児一時金繰入金76万円の増額は、前年度分の精算分、10款1項1目1節繰越金64万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

概要の26ページ、27ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務347万2,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費及び国民健康保険システム改修委託、11款1項3目8530国民健康保険償還金事務1,926万1,000円の増額は、決算確定に伴い、前年度の退職者医療・療養給付費交付金として652万1,000円、一般医療・療養給付費負担金として1,274万円について、超過交付となったため返還金を追加するものでございます。同4目8540一般被保険者還付加算金6万9,000円の増額は、還付加算金、11款2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金327万2,000円の増額は、介護納付金分の精算に伴うもの、12款1項1目予備費2,104万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の171ページをお開きください。

平成26年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,189万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の172ページから173ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要に

よりご説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分63万2,000円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の減によるもの、4款1項1目2節介護納付金交付金・過年度分33万4,000円の増額は、前年度精算分、5款2項2目1節県・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分31万6,000円の減額、それから、8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（包括的支援・任意事業）・現年度分31万6,000円の減額、同じく8款1項4目1節職員給与費等繰入金177万1,000円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の減によるもの、同2節事務費等繰入金210万円の増額は、電算システムをマイナンバー制度へ適用改修するための費用の増額、9款1項1目1節繰越金5,659万7,000円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務177万1,000円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の減によるもの、同9201介護保険電算システム整備事業210万円の増額は、介護保険システム改修委託、4款2項1目9347介護予防ケアマネジメント事業費159万8,000円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の減によるもの、5款1項1目9375介護給付費準備基金積立金2,768万8,000円の増額は、決算確定に伴い基金へ積み立てをするもの、7款1項1目9395第1号被保険者還付加算金5,000円の増額は、還付加算金、7款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金111万円の増額は、決算確定に伴い還付未済額が確定したため増額するもの、7款1項3目9397介護保険償還金事務991万3,000円の増額は、決算確定に伴い国庫、支払基金及び県に返還するものでございます。7款2項1目9398介護保険一般会計繰出金1,750万6,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。8款1項1目介護保険予備費104万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の195ページをお開きください。

平成26年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ422万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,923万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の196ページから197ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要32ページ、33ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料・現年度分56万9,000円の増額、同2目1節後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料・現年度分107万7,000円の減額は、それぞれ本算定に基づく調定額の見込みによる増減でございます。3款1項1目1節事務費繰入金92万3,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費分として7万7,000円の減、事務費100万円の増は、電算システムをマイナンバー制度へ改修するための費用、これの増減でございます。4款1項1目1節繰越金379万7,000円の増額は、前年度の決算確定によるもの、5款2項2目1節還付加算金9,000円の増額は、広域連合からの受入金でございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務92万3,000円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費分として7万7,000円を減額し、後期高齢者医療システム改修委託100万円の増額をするもの、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金44万5,000円の減額は、本算定に基づく見込みにより納付金に変更となるもの、3款1項2目8770還付加算金9,000円の増額は、還付加算金、3款2項1目8780他会計繰出金373万4,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の215ページをお開きください。

平成26年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,574万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の216ページから217ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要34ページ、35ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目1節繰越金74万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目9000排水処理施設管理事業は、増減はなく、浄化槽保守点検業務委託・入札差金分を修繕料に組み替えるもの、4款1項1目予備費74万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の229ページをお開きください。

平成26年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,423万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の230ページから231ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要36ページ、37ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目1節一般会計繰入金700万円の減額は、平成25年度の繰越金の増額及び平成25年度発行の長期債利子が軽減されたことにより減額するものでございます。6款1項1目1節繰越金1,523万円の増額は、平成25年度決算の確定に伴う繰越金の増額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務177万円の増額は、職員人件費の減額及び公営企業会計移行基礎調査業務委託料、1款2項2目8820下水道施設管理事業150

万円の増額は、修繕料、2款1項2目8840下水道枝線管渠築造事業7万8,000円の減額は、職員人件費、3款1項2目8860下水道起債利子償還事務712万円の減額は、平成25年度発行債の利率確定に伴います長期債利子の減額、4款1項1目予備費1,215万8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書（補正第1号）のご用意をお願いいたします。

議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第1号の内容でございますが、収益的支出におきまして、人件費調整の減額、平成24年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額、消費税及び地方消費税による減額でございます。

資本的支出におきましては、人件費の減額、消火栓設置工事を予定とする工事費の増額でございます。

第1条でございますが、平成26年度下田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成26年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費、第6次拡張事業費の「3億1,642万8,000円」を「3億1,764万7,000円」に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款水道事業収益を92万1,000円増額し、7億3,777万6,000円とするもので、その内訳といたしまして、第2項営業外収益を92万1,000円増額し、2,947万4,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を677万6,000円減額し、7億188万5,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項営業費用を440万4,000円減額し、5億8,368万2,000円に、第2項営業外費用を237万2,000円減額し、1億395万2,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億3,124万2,000円」を「不足する額3億3,046万1,000円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,193万1,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,208万円」に「当年度分損益勘定留保資金2億2,768万2,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億2,679万6,000円」に「減債積立金8,162万9,000円」を「減債積立金8,158万5,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を200万円増額し、2億1,120万3,000円とするもので、その内訳といたしまして、第6項他会計からの出資金を200万円予定し、計200万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を121万9,000円増額し、5億4,166万4,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を121万9,000円増額し、3億1,792万9,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第7条を次のとおり補正するものといたしまして、第1号は、職員給与費「1億852万8,000円」を「1億334万3,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成26年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款水道事業収益は92万1,000円増額し、7億3,777万6,000円とするもので、3目長期前受金戻入92万1,000円増額は、平成25年度決算確定で資産振りかえによるものでございます。

支出で、1款水道事業費用は677万6,000円減額し、7億188万5,000円とするものでございます。1項営業費用は440万4,000円減額し、5億8,368万2,000円とするもので、内訳といたしまして1目原水及び浄水費から5目総係費の増減は人件費の調整によるものでございます。2項営業外費用は237万2,000円減額し、1億395万2,000円とするもので、内訳といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費を221万9,000円の減額は、企業債借入利率の確定によるもの、2目消費税及び地方消費税15万3,000円の減額は、消費税の調整によるものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入で、1款資本的収入は200万円増額し、2億1,120万3,000円とするもので、内訳といたしまして、1目他会計からの出資金を200万円増額するもので、消火栓設置工事に伴う出資金でございます。

支出で、1款資本的支出は121万9,000円増額し、5億4,166万4,000円とするもので、内訳といたしまして1目改良工事費121万9,000円の増額は人件費の調整によるものと消火栓設置工事によるものでございます。

7ページ、8ページは給与費明細書でございます。

人事異動による減額でございます。

9ページ、10ページをお開きください。

平成26年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したものを9ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億3,963万7,000円となるものでございます。

11ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億3,963万7,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

12ページをお開きください。

平成26年度下田市水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

制度改正により、資金計画と損益計算書の添付が削除されました。キャッシュ・フロー計算書は資金計画にかわるものでございます。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分け、それぞれの活動により資金がどのように増減したかを示すものです。業務活動のキャッシュ・フローが2億5,620万9,000円、投資活動のキャッシュ・フローがマイナス2億7,666万4,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス3,253万5,000円となり、資金減少額が5,299万円となるものでございます。

平成26年度資金期首残高2億5,011万6,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億9,712万6,000円となるものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。

10分間休憩します。

午後 2時 1分休憩

午後 2時 11分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第35号から議第44号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 3事業質問させていただきます。

まず、福祉事務所関係、1700事業母子家庭援護事業、そして、1750事業生活保護総務事務、こちらが両方とも国県返還金が出ているわけですけれども、その要因を教えてくださいと思います。

そして次に、学校教育関係でございます。1670事業認定こども園管理運営事業について、修景工事、夜間照明設置工事ということでございますけれども、事業の財源内訳としては、がんばる地域交付金でしょうか、こちらが入っているんだと思いますけれども、これがなぜ必要になったのかということをお聞きしたいと思います。そもそも認定こども園の設計の段階で、これはもうあってしかるべきなのではないのかなというふうに思うんですが、設計のチェック体制はどうなっているのかということですね。なぜこのような状況になっているのかということです。

6月の議会でしたでしょうか、園庭の砂場、そして柵、これが追加工事となっています。本来これも設計段階で必要なものだったと思います。じゃ、なぜこういう状況に、この認定こども園について陥っているのかということです。財政的な理由で後づけ工事にせざるを得なかったのか、このなぜという疑問がずっとつきまとっているわけなので、ここが、なぜという疑問が解けるように、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 私のほうからは1700番事業と1750番事業の国県返還金の関係につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1700番事業のほうでございますが、これは国庫、県費返還金が発生してございます。

これは母子家庭等援護事業、国庫返還金ということでございます。内容につきましては、これは児童福祉法による児童入所施設措置費等の事業確定によりまして国庫金、県の返還金があるということで、これは母子の関係で入所施設等に緊急で入所しなければならないために国庫と県費を財源に予算を組んでおるんですが、そういう事例がなかったということで全額返還になるということになっております。

1750番事業でございます。これにつきましては、生活保護扶助費の国庫負担金の返還、また、国庫、県費の返還金が生じたということで、大きな要因につきましては、診療報酬等の返還金等が絡んだということで、昨年補正を含めた、そういうものの最終的に25年度に概算払いでもらったものを、今年度確定したことによって精算しますと返還金が生じたということになっております。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 認定こども園の夜間照明設置工事についてでございますけれども、これにつきましては、がんばる地域交付金を287万7,000円いただきまして、現在こども園の裏に福祉の倉庫、防災倉庫と子育て倉庫、それから、防災の倉庫が1つ、住吉区の倉庫が1つ、新たに防災倉庫が1つ、それから、消防用の倉庫が1つ、計6個設置になります。それにつきまして、防災、子育て関係の倉庫が設置されたことによりまして、防災対策及び災害時の敷地利用の計画が増加することによる安全対策のために夜間設置を設置させていただきたいということです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） それでは、福祉事務所関係のことはよくわかりました。ありがとうございます。

この認定こども園の関係ですけれども、今の学校教育課長の説明ですと、あくまでも防災関係で新たに、この倉庫ができたためにこれをつくらなくてはならなくなったと、夜間照明も設置工事が必要になったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 倉庫の設置に伴いまして、安全対策のためということです。設計の段階ではわからなかったのではないかとというふうに推測されます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありますか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 関連しまして、説明資料の17ページに、金額的には大したことないんですが、教育委員会総務費6010事業でありますけれども、下田市立学校再編整備審議会委員報酬36万円と、この予算であります。既に再編整備のこの答申というのは小学校についても中学校についても答申が出されていると。記憶ですと、中学校についてはクラスが2クラスになるように統廃合していくんだと、1クラスではいろいろ編成上の問題があると、あるいは小学校では16人だったですか、クラスがですね、以下になると再編を考えるよというような方向が出されていようかと思えます。しかし、そういう方向は稲生沢中学と稲梓中学の統合に向けても、その方針は認められないと、こういう結果になっていたかと思うわけです、具体的な例でいえばですね。そういう状態の中で、さらに再編整備の報酬をとって再編整備を進めるというのは、どういう答申を期待しているのかと、市民の無視ではないのかと、あるいはこの報酬、委員の中にそのような方向に反対だという委員を含めて、きっちりした委員を選出して公平な審議を進めようとしているのかと、この点についてお尋ねをしたいと思います。既に当局の方向づけとしては出されているものであって、さらに屋上屋を重ねる必要はないのではないかと、やるんだとすれば市民の、住民の意見を、意向を受けた方向づけというのを目指して進めるべきではないかと、こういうぐあいに思います。

それから、説明資料の11ページの5870事業の消火栓の新設出資金でありますけれども、200万、これにつきましてちょっと理解不足ですので、詳しいご説明をいただきたいと思います。

一番のやはり問題点は、予算書のほうでいきますと、26ページ、27ページの新庁舎の建設事業ではないかと思うわけです。86万6,900円の新庁舎等建設推進事業の費用を補正予算で出しているわけでありますけれども……

〔発言する者あり〕

○7番（沢登英信君） 866万9,000円ね、出しておりますけれども、地形測量と新庁舎の候補地用地測量と候補地の地質調査、この3つの調査をするんだという予算でございますが、この調査内容はどういうものなのかと、これもすみません、素人でよくわからないものですから、1つの調査じゃなくて3つに分けた調査というのを進めるということでございますので、別々にこの調査をやるのかと、1回の調査でこの3つのものができるのかと、なぜこの調査が必要なのかという点について明らかにしていただきたいと思うわけであります。

私の考えでいえば、この調査を進める前に新庁舎の構想、あるいは基本計画についての審

議の決定を待って位置のこの調査をすべきだと、急ぎ過ぎじゃないかと、今この時点でこの予算を出してくるといのは時期尚早だと、市民の意見の合意を心がけるべきではないかと、少なくとも審議会の答申が出ない前に走り出して、この無駄な予算を使ってしまうと、こういうことになる可能性といのはあるんじゃないかと思うわけです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私のほうからは学校等再編整備審議会の設置についてのことに関してお答えをしたいと思います。

ご承知のように、前回の学校再編整備審議会の答申は議員、今お話がございましたとおり、中学校につきましては稲梓中と稲生沢中の統合の方向が答申として示されたわけでございます。しかし、平成21年、地元の皆さんの同意が得られなかったということで、これを見送ると、こういう状況になりまして、以降もう5年以上が経過をしまして、子供たちの少子化がさらに進んでいるという状況の中で、これから前回の答申のまま進めてよいものかどうか、再度これについては再編整備等審議会を開催をしまして、ご意見をいただくと、こういうことで今回、再編整備審議会開催のための予算をいただいたところでございます。

いずれにしましても、5年の間に私たちとしましては、稲梓小中学校の先生方との意見交換会、それから、稲梓小中学校PTAの役員の皆さんに、保護者の皆さんの意見を聞いていただく中で意見交換会をということで開催をいたしました。それ以外に、稲梓には教文会がございまして、教文会の皆さんとも意見交換会を行いました。さらには、区長の皆さんとも意見交換会を開催しまして、その中で、また多くの意見をいただいたという状況でございます。これらを提示しまして、前回いただいた答申のとおりに進めてよろしいかどうか、再確認をする意味で、今回再編整備審議会、これをお願いをすると、こういうことになったという状況でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 私からは、5870事業消火栓整備事業についてお答えいたします。

消火栓の新設につきましては、2年に一遍行っておるところでございますけれども、このところ、消火栓の設置の要望がかなりたまってきておりまして、今回2カ所分、1カ所100万円を2カ所分の予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 私のほうからは、庁舎建設について委託料3種類の内容についてということでございますけれども、地形測量といたしましては、普通に測量になります。地図をつくったり断面図をつくったりするといった測量業者の行う調査になります。それから、用地測量ですけれども、これは民地ですので隣接地との境界等が確定しておりませんので、境界を確定する調査業務となります。それから、地質調査業務ですけれども、これはボーリング調査等を行って説明会でもご指摘がありました液状化等についての対策をどこまで打たなければならないかの解析等がございます。それぞれにつきまして、測量業者、土地家屋調査士、それから、ボーリング、地質屋さんというように業種が異なりますので、3種類で予算計上させていただいたというような内容になっております。

それから、なぜ必要か、その前に構想、時期尚早ではないかといったお話ですけれども、せんだつても副市長のほうからご答弁させていただきましたとおり、構想につきましては位置についてのみ答申をいただいているものではないので、使えるものについては使っていきたいと、その中でもこれらのもしも、その構想をやり直すというお話になったとしても、もとの候補になっていたところ等々は自己所有地であったり境界等、地形もはっきりしているわけですけれども、現在挙げております候補地につきましては他人の土地ですので、地形も定かでない、境界も定かでない中で、これを行わないことには、もし構想からやり直すとなったといたしましても、しっかりしたものができ上がらないということを考慮しますと、こちらとしては時期尚早とは考えておりませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 見解の違うところだということになりそうですので、これ以上あれですが、この消火栓の200万、大変ありがたいというか、多くの消火栓の希望が出ているんじゃないかと思うんですが、どのぐらい出ていて、この2カ所に設定をしたのかと、差し支えなければ、この2カ所というのはどこどこなのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、説明のほうのこの7ページですけれども、県費の商工費補助金のところで、ちょうど真ん中よりちょっと上のところに地域人づくり事業1,400万の減額、伝統的、何だっ

けな、保存条例じゃないや、芸妓さんの部分のことではないかと思うんですが、減額が出ておりますが、これはどういう事情かということをお尋ねをしたいと思います。

それから、その下の県費の児童福祉費補助金の保育対策等促進事業336万5,000円と子育て支援事業98万5,000円の減額も出ておりますが、同様に事業が実施できなかったのかと思いますが、どういう事情なのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 要望箇所につきましては、現在14カ所出てございます。設置箇所につきましては、現在優先順位を決めて検討中でございますので、この議会成立後に改めて決めさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 私のほうからは、先ほどご質問ありました県費の商工費補助金、地域人づくり事業の1,400万円の減額でございます。

こちらは、歳出については観光交流課分の歳出ということで、補正予算書の概要で申し上げますと、15ページですか、4250観光まちづくり推進事業、下田芸妓文化継承業務委託（地域人づくり事業）の1,400万円の減額の特財に充てているものの減額ということでございます。

こちらの事業でございますけれども、これは平成26年度の当初予算におきまして、7月から3月までの9カ月間、4名の女性の方を雇用いたしまして、下田芸妓の伝統芸能に必要な知識ですとか所作、技能を習得させる、それから、伝統芸能を後世へ継承するための事業ということで議決をいただいたものでございます。

それから、決算でもご説明をさせていただきましたけれども、平成25年度につきましては、7月から3月の9カ月間こちら、それと今年度につきましても4月から6月までの3カ月間、通算12カ月分を伝統芸能継承者育成業務委託というような形で、こちらについては起業支援型支援事業というようなことで4名を雇用して、事業を実施しておったわけでございます。平成26年度におきましても、その4名の方を継続雇用いたしまして、この下田芸妓の事業を推進する予定でおったわけでございますけれども、当初予算編成時には、この継続雇用について可能であるという見解をいただいていたものではございますが、その後、こちらの緊急雇用創出事業との実施要領によりまして、起業支援型で雇用した失業者をこの人づくり事業で、要は継続雇用することができないと、そういう旨が判明したところでございます。その後、受託者でございます芸者置き屋さん、そちらのほうと協議した結果、新たに失業者を雇

用してから事業を推進していくということは困難であるというような結論に達したため、今回この事業については全額減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 沢登議員から県費の減額についてですけれども、その上の国費のほうについてはゼロから662万9,000円増額になっていまして、これは制度改正に伴うものです。県費のファミリーサポートセンター事業及び保育対策促進事業、子育て支援事業等、国のほうの保育緊急確保事業のほうに含まれておりまして、ちなみに、ファミリーサポートセンター事業というのは、今まで県費が4分の1補助だったものが、国費が3分の1、県費が3分の1という形で補助になり、子育て支援事業につきましては、県費が2分の1でみていたものを、改正後に国庫が3分の1、県費が3分の1、保育対策等促進事業というところですが、それにつきましては保育士等処遇改善臨時特例事業補助金というものがあまして、これは県費が10分の10みていたものを、国庫が4分の3、県費が8分の1、この中には一時預かり事業補助金というものがあまして、県費が2分の1でみていたものは、国庫が3分の1、県費が3分の1となりまして、トータルしますと、その国費662万9,000円、県費428万9,000円減のその差額分が増額となっているものです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ありがとうございます。わかりました。

そうしますと、観光まちづくり推進事業のこの芸妓文化の継承は対象にならない事業であったということはわかりましたけれども、そうしますと、この芸妓づくり、人づくりの事業そのものはできない、やらないということになるんでしょうか、ほかの工夫をして継続していくということになる、そういう検討をしているということでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） やはり県費いただいてやる事業でございますので、私どものほうといたしましても、何かかわりの代がえの事業等を探しておりましたけれども、なかなかちょっと対象となる事業がなかったというようなことでございまして、この9月補正で減額をさせていただくという結果になったものでございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） 観光交流課、この予算概要15ページ、伊豆半島ジオパーク推進整備事業のこの450万の内容と、最近、県主導で伊豆半島ジオパークやっているんですけども、下田市としての立ち位置というんですか、伊東市さん中心に前に我々よく研修なんか1回行ったんですけども、現在、下田市としての立ち位置といいますか立場というのはどのようになっていますか、それちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） ジオパーク推進整備事業のビジターセンターの改修工事450万の関係でよろしいですね、すみません。こちらにつきましては、現在ビジターセンターという名目で、道の駅開国下田みなどの2階のカウンターを利用いたしまして、5月の初めに自然体験の案内窓口と合同で、市の窓口と一緒にビジターセンターという形で暫定的に開設をさせていただきました。

現在の状況ですが、ご覧になっていただいたかとは思いますが、既存のちょっと動かせるカウンター等を設置いたしまして、それから、階段裏の壁面とかを利用してポスター掲示ですとか、そういうものをやっております、また直接的に照明等もなく、なかなか暗いというようなことで展示、それから、掲示スペースについてもちょっと不足しているというような状況でございました。

今回観光施設整備事業補助金、こちら平成26年度まではジオパーク関連につきましては、通常2分の1の補助率が3分の2でいただけるというようなこともございまして、そちらを活用いたしましてビジターセンターの機能を強化するために内装ですとか家具の工事、照明の増設等の工事を実施させていただきたいというものでございます。

それから、ジオパークの推進協議会の中の下田市の立ち位置というようなことでございます。今現在やはり事務局は伊東市がやっております、事務局長を伊東市の観光課長が兼務している状況で、それから、職員派遣を今年度から2名、各市町から派遣をしております。今年度につきましては伊東市さんと伊豆市さんから1名ずつ職員を派遣しております、それについては各市町について、その派遣の要請等というものもございましたけれども、なかなかちょっと定数的な部分もありまして、うちのほうから派遣するというようなことはできずにおりました。

こちら今回、また予算にでも計上させていただいているんですけども、中央拠点施設というものを伊豆市の修善寺の総合会館、そちらのほうにちょっと設置するというようなことで、平成28年度のオープンを目指しているところでございます、伊豆市さんのほうも一生

懸命やっというふうなことでございまして、こちら南伊豆方面の中ではやはり下田市が核になって進めていかなければならないというふうに感じておりますので、またこういったものの整備を機に広報周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） ジオパーク、ジオパークっていろいろなところを聞くんですけども、下田の場合、世界一の海を目指している。そういったものに、うまく結びつけといますか、インパクトが何かちょっと弱いような気がしますんで、むしろ海でしたら連携をうまくとって、南伊豆ですとか、個々リーダー的な存在にも南伊豆、いわゆる中伊豆もそうでしょうけれども、下田はむしろいろいろな、地形的にもいろいろなことがありますんで、なかなか市民の皆さんに訴えるというのはなかなか理解してもらえるのは大変だと、相当何かいろいろなところで宣伝も、いろいろな教育もしていかないとアドバルーン的なあれで終わっちゃうんじゃないかなというふうなあれがありますので、何とかちょっとリーダーをとれるような形で今後やってもらいたいと思うんです。世界一の海とのそういう結びつきというのは、今のところいろいろ考えているんですか、その辺ちょっと最後にちょっと聞かせてください。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） ジオパークの関係ですね、昨年度そのジオパークの基本計画ですとか行動計画、そういったものを協議会のほうでも作成してございますので、またそちらにのっとり、下田市の立場として推進をしていきたいと思っております。

また、世界一の海づくりとの関連ということでございますけれども、やはりジオサイトですね、海岸沿いが結構多くございますので、世界一の海づくりプロジェクトの中でも体験事業というものが数多くあります。中でも、例えばシーカヤックを利用して、海から眺めるジオサイトといったような体験活動も既に行っておりますので、そういったものをどんどん活用させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 小泉孝敬君。

3回目です。

○2番（小泉孝敬君） 実は、いつでしたか、西伊豆をやはりシーカヤックで、うまく、たしかNHKもそうです、民放も使って、うまくマスコミを使ってそういう宣伝もしていたと思いますので、ぜひ下田もそういったマスコミ等の人脈を使って宣伝をしていただきたいと思います。

います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 0861地域防災育成事業のうち、災害用避難施設整備事業補助金150万円、これは自主防に対する50万円の補助という形だと認識しておりますが、今回3自主防という形で、どこが対象になるのか、あるいは今のところどの程度の要望が出ているのかというのを聞かせてください。

続きまして、2300事業焼却場管理事務のうち修繕費が250万、焼却炉というご説明をいただきましたが、こちらの内容についてお知らせください。

続いて、3100事業、青年就農給付金、これも今まで継続している事業だと思いますが、現状を教えてくださいと思います。

続いて、次のページ、14ページですが、商工業振興事業のうち商店街環境整備事業等補助金220万について、こちらの財源は県費の地域商業パワーアップ事業の2分の1されていると思うんですけども、まず、この県費の条件ですね、事業目的といいますか、その趣旨というものを教えてくださいと同時に、下田市としてこの事業補助をどの団体に補助し、どのような活動をされていくのかということをお知らせください。

あと1点、4500事業のうち測量及び登記業務として230万計上されています。この内容についてお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 0861事業地域防災組織育成事業に関してお答えいたします。

下田市の災害用施設整備事業補助金でございますけれども、現在のところ、旧町内で3カ所出ております。それから、東西本郷からも2カ所出ております。そのほかに、もう1カ所別のところでも出ておるんですけども、そちらのほうに対応するために今回、増額の補正をしたいという形になってございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤晴美君） それでは、私のほうから焼却施設の修繕の内容ということのお尋ねでございます。

まず、修繕の内容ですけれども、コンプレッサー点検整備修繕ということ、それが160万

円ほど予定をしております。そして、ごみクレーン点検整備事業、それから、CO/O₂の分析計の点検整備修繕、それから、ストーカ修繕というようなもの、それから、灰バンカ用の電動シリンダー、すみません、これは済んでおりました。あと建屋換気扇修繕というようなものを予定して、今回補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平山雅仁君） それでは、私のほうからは3100事業の青年就農給付金についてご説明申し上げます。

現在、45歳以下の青年、若い方が新たに農業につくという形のとときに、この1年間に150万円という補助金が得られます。そして、これがまた夫婦でやりますと225万円という、年間225万円が給付されます。現状は、3人の方と1夫婦、3人で450万円、それと1夫婦で675万円ということなんです。今年度から新たに1人の方が就農いたしまして、その半期分の75万円を新たに給付するもので、今4人というふうな形、それから、1夫婦という形で750万円という形のを今年度予算化させていただいております。

それから、商工業振興事業の商店街環境整備事業等補助金ということで220万円計上させてもらっておりますが、これにつきましては、大横町通り商店街で街灯のLED化を進めるということで、総事業費が330万円、県費補助が3分の1ということで110万円、それに市費を3分の1足して220万円補助するというものでございます。これ商店街パワーアップ事業ということで、ハード整備だけだと採択されないということで、これは昨年度、今年度もそうなんです。たるやさんを利用してソフト事業をやっている、その通りについて補助をしていただけるということで大横町通り商店街が対象となっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 4500番土木総務事務の中の測量及び登記業務委託についてでございますが、これは未確定の市道の確定作業のための委託費でございます。現在、想定しておるものは市道浜条田代線といいまして、これは柿崎地区になります。それと、市道北の沢1号線、これは北之沢の中になります。それと、市道一沢裏畑線、吉佐美地内になります。その3件の確定作業のための費用でございます。その他、伊豆縦貫道に絡む登記作業を想定しまして、これは場所が確定しておりませんが、準備としまして4件ほど想定しております。以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。おおよそわかりました。

まず、焼却炉の件につきましては、これも毎回補正が出るたび、あるいは当初予算のたびに修繕費についてはかなり問題になる部分でございます。今回も2,500万と、かなりの金額があり、やはりこの長期計画の中で、おおよその金額というものも押さえてあると思いますので、そのあたりも含めて委員会の審査のほうに出していただければと思います。あわせて今回の内容についても書面にて提出いただきたいと思います。

あと、もう1点、これも要望事項なんですけれども、青年就農給付金につきましては、ニーズがあるからつけるというのが今までの流れになっておりますが、やはり特にこの青年給付、就農の機会というものは行政が仕掛けて成功している事例も多々ある中、このような形の事業というものはどんどん推進すべきであり、そうすることによって地域の経済といえますか、第1次産業の若者就労というものが発展する、いい機会になると考えておりますので、今回75万円の補正という形ではありますが、ぜひとも1事業として促進できるような施策を推進していただきたいと思います。強く要望いたします。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 幾つか質問させていただきます。

まず、1点目なんですけど、建設費関係なんですけど、市道道路維持補修工事に3,500万、それと河川維持補修工事に550万、排水路維持補修工事に300万、新たに補正がついていますよね。これもとの当初予算ですと、市道維持補修工事がたしか1,500万で、それで河川が300万ぐらいでしたか、排水路も100万でしたか、当初予算はそのくらいの金額だと思うんですが、事業が拡大して道路がよくなる、河川がよくなる、排水路がよくなるということはまことによろしいんですが、何かちょっと当初予算に比べて補修の数字が大き過ぎるというふうなことがあります。これがここ数年ずっとそういうような形で当初予算に上乗せする形で維持費用を補正、補正でやって来たんですが、何かひとつ予算の組み方がちょっと異常、余り正常じゃないような気もしないでもないんですよ。そんなに補正で出てくるんだったら、何で最初からのせられないのかというふうなところがあります。そこら辺、全く道路をよくしてもらうのはいいことなんですけど、今回の場合、そこら辺のところ、3,500万の出どころ、550万の出どころ、300万の出どころ、どういうふうなところからなっているのかなということ、

ちょっとと思いますので、そこら辺についての説明を1点お願いします。

それと、もう一つは、がんばる地域交付金、そもそもがこの間ずっと臨時雇用対策費だとか、国のほうで景気対策のためにいろいろ交付金つけてくれまして、いろいろな名称で地域を応援するんだとか、いろいろちょっと名称忘れましたが、ここ何年かやってきまして、今回新たにがんばる地域交付金というのが国の施策として生み出されたのかなというふうに思うんですが、そこら辺の背景をもう一度お聞きしたいということと、この交付金の事業として総合福祉会館の修理、認定こども園の夜間照明ですか、それと中学校のエアコンというふうなことがなされております。

総合福祉会館については、これはもう古くなっていて屋根の修理だとか、そういうふうなことに使うということに関しては全く一生懸命やってもらいたいと思います。

認定こども園の夜間照明については、先ほど高橋議員からご指摘がありましたが、なぜ当初から夜間照明が必要であるなら、そういうふうな形で事業が進められなかったのかなというふうに思っております。新たにここに防災倉庫等々が設置されて、そのために照明も必要になってきたとかというふうな説明がありましたが、そのようなこと、そこら辺のところは当初からあの辺に住吉区の防災倉庫等々、前から敷根地区にはあったんですが、認定こども園が新たにつくられるということで、そこに移すということは当初から計画されていたんですか、それとも急遽、防災倉庫をそちらに集めるというふうなことを決めたんですか、そこら辺のところは防災倉庫、4つか5つぐらいの防災倉庫を集めて、そこらへ、認定こども園に設置するというふうなことをちょっと聞いたような気がするんですが、それ1点、認定こども園であるならば、いざというときに災害時発災時にどのような形で使っていくのかというふうなことも含めて、そこらのところについてご説明をお聞きします。

もう一つ、中学校のエアコン1,400万が出ていますよね。今まで僕らの子供の頃からずっとそうなんです、学校関係に空調設備というのはほとんど何もなかったわけで、今回初めて学校関係にエアコンというのが導入されたと思うんですが、これは中学校1校で1,400万ですか、どこの学校が対象となっているのか、教室なのかどうなのかというふうな、もうちょっと詳しい説明をお聞きしたいと思います。

もう1点、これちょっと今すぐには無理かと思いますが、防災との兼ね合いでいうと、学校の、特に体育館等々はいざというときの避難場所になると、これは真夏だとか真冬、これは体育館の中に毛布1枚だとか、大変だというふうな事情があります。もしそういうふうなことになったときに、空調設備があれば幾らか楽になるのかなんていうふうなことが思い

ます。これはもうコストの問題からいって非常に難しいんですが、そういう考え方があるんじゃないのかなというふうに思います。そこら辺のところ、エアコン、どこまで今後導入していくのか、今回中学校ですが、これからまた、小学校まで広めていくのか、そして、そういうふうな体育館も含めた、そういうところまで、もしできるなら広げていくのかどうなのか、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

それと、関連して学校関係なんですが、この間、中学校の校長先生にもちょっとお願いされたんですが、対外派遣費補助金、今度は60万の補正が出ていますが、当初予算200万が足りなくて60万の補正ということなんですが、それでもまだ足りないんじゃないかという、今回下田中学校生徒の非常に成績がよくて全国大会まで派遣したと、全国大会が四国のほうであって、とても当初の費用じゃ、とても賄い切れないというふうな事情がある。何とかその派遣費用をもっと融通して、そういう場合にはどんどん補助金で助成してもらいたいというふうな要請もあったんですが、今回の60万の補正というのは、そこら辺のところなんですか、それとももっと別なほうなんですか。また、そういうふうなときに、うれしい誤算、うれしい誤算と言ってはあれですが、生徒がどんどん全国にまで行けるような状況になったときに、もっと機動的に、積極的に補助ができるような体制、制度というのはできないものかどうなのかということについてお聞きします。

それとあと、水産事業債ですね、田牛漁港220万が、これがゼロになっていますが、これは先ほどの説明ですと、起債対象ではなくなったとかというふうな、ちょっとそんなふうに聞いたんですが、そこら辺のところ田牛漁港の全体計画策定業務、田牛漁港を改修していくというふうな事業そのものは消えたわけではないわけですよ。220万の事業債がなくなったというわけなんですが、そこら辺についてのご説明をもう1回お聞きしたいなというふうに思います。

それと、もう一つあるんですが、もう一つは次のときに質問します。とりあえず、それだけお答えをください。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 私のほうからは、維持費関係の補正についてのご質問について、財政の立場からお答えさせていただきます。

振り返ってみますと、平成26年度の当初予算編成に際して財政見通しを立てた段階で、その状況を皆様にご説明したかと思えます。正確な端数は申しわけございません。ちょっと手元がないので、申し上げられないんですけども、昨年お示ししました財政見通しの中では、

平成26年度当初1億7,000万円ほどの財源不足が生じるであろうというようなことで、財政見通しを説明し、それをベースに予算編成を進めていくんだというような説明をさせていただいたかと思います。ということで、その財源、その時点での財源不足1億7,000万円だったんですけれども、実際の平成26年度当初予算編成におきまして、私どもの見立ても当然悪かったのかと思うんですけれども、結果的に財源不足が3億8,000万円ほどの結果になったというところで、財政調整基金でその分を補填させていただいたという経過がございます。

このようなことで、当初予算において財政調整基金、もちろん真に市民の安心・安全のために当然活用していい財源だと思うんですけれども、やはり予期せぬ災害等の支出に備えるための性格のものであるという側面もございますので、一様に財調を充当するというのはいかなるものかというような判断のもとに、先ほど申し上げた3億8,000万の限度で財調を充て、予算編成をしたという結果でございます。

そのようなことから、維持費関係につきましては大変申しわけなかったんですけれども、先ほど議員おっしゃるような形での当初予算の編成となったというところでございます。

実際に、年度始まりまして、ご承知のとおり繰越金も予想以上に発生したと、いいのか悪いのか議論はこちらに置いて、現実的に4億6,000万からの繰越金が出ましたよということと、もう一つ、地方交付税のほうも1億7,000万ほどの増収の決定をいただいたというようなこと、これらを勘案しまして、当初予算の段階で十分に手当てをできなかった部分についての措置というところで原課3課のほうから要求のあった部分について、緊急性等を勘案した中で今回道路維持でいえば3,500万、河川でいえば550万ですか、排水路の300万というような予算措置をすることができたというのが現実かと思っておりますので、その辺のことはご理解していただきたいと思っております。

それから、がんばるのこともありましたね、すみません、がんばる地域交付金でございます。今回は国のほうから決定いただきまして1,287万7,000円補正予算の措置をさせていただいたところですが、このがんばる地域交付金につきましては、一昨年度ですか、元気交付金というのがございました。それぞれ当該年度の国の補正予算に対応して、公共事業を前倒しした分について、それらに対応する分を一定のルールに従って交付をしていただけたというところがございます。元気交付金のほうは、国のほうの補正予算の金額が1兆4,000億円ほどありまして、それに対応した私どもの公共事業の前倒しの関係で、結果的に1億4,900万円ほどいただいた経過がございます。ただし、今回のがんばる地域交付金につきましては、国のほうの予算総額が870億円というところで、全く規模が非常に小さいというこ

とがございまして、その中でも基礎となる私ども地方負担額に対して、財政状況に応じた計数を用いたという形で、先ほど申し上げた1,200万円強の金額をいただくことになったというところでございます。

この交付金につきましては、普通建設事業、いわゆる投資的経費の単独事業ですね、要するに国費の入らない事業に充当してくださいよというような決めがございまして、先ほど来申し上げておりますとおり、認定こども園の夜間照明に287万7,000円、それから、先ほど議員のほうからありましたけれども、総合福祉会館のほうに500万円、それから、同じく中学校の夜間設置に500万円の充当を予定しているところでございます。

それから、水産業債の220万円の減額でございまして。この事業そのものは国庫補助事業でございまして。基本的に国庫補助事業につきましては、裏の財源として地方債の制度というものはあるんですけれども、この今回の事業につきましては、いわゆる調査事業というような性格づけということでございまして、国庫補助事業ではございましてけれども、地方債としては残念ながら対象にならないというようなところで、県と協議の結果、そういうことになったというところでございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） まず、がんばる地域交付金を利用しました認定こども園の夜間照明の関係と中学校のエアコンの関係ですけれども、認定こども園につきましては、元倉庫が3カ所あったかと思うんですけれども、それをどこに設置するんだということで、あの場所に決まったわけです。それでまた、その追加として防災倉庫、また消防倉庫等が増えることによりまして、防災対策とか災害時に利用するということです。また、サンワークのほうが発災の基地というか本部というか、そういう形になるかと思っております。それに関して裏の駐車場等も利用されるのではないかという形で、夜間照明を安全対策のためさせていただいたということです。これも先ほど説明させていただきました。

中学校エアコンにつきましてはですけれども、これについてはがんばる交付金500万補助をいただきました。当初のほうにでものつけていたんですけれども、今回補助がもらえるということで再度補正させていただきました。これにつきましては、小学校の校長室、事務室……

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（土屋 出君） いいんです。小学校の校長室、事務室、職員室については、ちょっと記憶が定かではないんですが、10年以上前からエアコンは設置されています。中学

校につきましては、現在は保健室のみエアコンが設置されていますので、今回の補助金をいただきまして職員室、事務室、校長室へ設置させていただきたいということです。

そして、体育館とか子供の部屋ということになりますけれども、昨年度、扇風機ですけれども、設置をさせていただいております。今のところ、他の施設には設置する予定計画はありません。

それから、補助の関係ですけれども、今回の補正の60万につきましては、中体連の県大会とかリレーの香川県の全国大会の出場により不足が生じたため60万を補正させていただいたわけですけれども、これからまた、いい成績を残して遠征するようであれば、また12月に補正をしたいと考えています。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） ありがとうございます。あらかたわかりました。

中学校のエアコンに関しても、教室とか生徒が直に活動する場所ではなくて、校長室だとか等々に設備するというふうなことで、そういうふうな理解でよろしいんですね。わかりました。

もう一つお聞きしなければいけないんですが、新庁舎の関係なんですけど、新庁舎の今回866万円計上されているんですが、補正として、用地測量というふうな形で計上されているんですが、先ほど沢登さんが質問したと思いますが、私も基本的には今の時点で調査費を出すということに対して、若干時期尚早なんではないのかなという感じは持っております。というのは、やはり庁舎の問題、単に庁舎が右から左に動くということではなくして、それによって、まちのありようがどういうふうになるのかというふうなことも1点しっかりと押さえておかなければならないし、もし庁舎が現在地から動くとしたら、じゃ、ここをどうするのかと、ここが今現在、下田市の中心となっているわけですから、その中心の姿形が変わるということが、下田のまちにとってどのような影響、どのようなまちづくりに変化をもたらすのかということについてのしっかりとした議論と、そして、それをこれからどのようにまちづくりに向けて、そのような現在地を変えていくのかということもしっかりと議論して、合意をもっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。単に庁舎の移転だけではなくして、それによる、まちのありようのどのように変わっていくのか、変えていくのかというふうなことをしっかりとやらなければ、庁舎の移転というのは、また中途半端なものになっていくのではないのかなというふうに思います。

特に、この間の推移を見てますと、緊急防災・減災事業債というおいしい事業補助金がありまして、それに何か乗り遅れちゃいかんというような、そういうふうなのでは、行っちゃったというふうな、そんな感じも感ぜざるを得ないような、そういうふうな思いもあります。本当に防災・減災事業債、確かに有利な事業債であります、それが使えるか使えないかというのが判断基準の、それが大もとであるというふうなことでは、このまちのありようというのがちょっと不安になってくるのではないのかなと思います。そこら辺で、もう1点、そういうふうなまちづくりというんですか、そのありようについて、全員協議会でもそういうことを市長のほうに申し上げましたが、市長としてはとにかく決まってから、新庁舎が決まってから、その後というふうなことのお答えでしたが、私はそれではいけないのではないのかなというふうに思っております。とにかく今からでもしっかりと、それについての議論をするべきだと思います。

ただ単に、事業費等々のことだけで言うならば、今現在もっと有利なというか、学校統廃合問題等々がありますが、そのまま中学校を、ある中学校を使えるんならば、そのほうがもっと安く上がるよというような意見もありまして、単に事業費が安ければいいというふうなことであれば、そっちのほうがよほど魅力的な面もあります。単に事業債等々に頼らなくても、もっと安くできるかもしれないというふうなものもあります。ですから、本当に事業費のことだけでそういうふうな問題決めていっていいのかなのかという、そういうふうな思いがあります。

もう一つ、この間、この場所についていろいろな問題が出てきましたが、一番言われてきたのは、土砂災害に対する不安ですね。この間、いろいろな全国的に集中豪雨等々によって自然災害、特に土砂災害が頻繁に起こっているというふうなところで、下田市でも、いつそのような状況になるかわからない中で、あそこの場所が本当に、そういうものに対して安全なのかどうなのかというふうなことについての、そういうふうなことについてのことも不安もあるわけです。

もう1点、その場合、こんなことを言うとあれなんです、そういう場合にその対策は当然立てると思います。立てるときに、市だけでやればいいのかということ、やはり周りの隣近所さんとも一緒にやっていかなければ、そういう工事もできないんじゃないかと思うんですが、隣近所さんとの関係がうまくいくのかどうなのかということについても、すごく不安を持っております。この間の下田市の行政のあり方見ていると、そのような、あの場所において隣近所さんとうまくやっていくというふうなことに対する不安をすごく抱いております。

す。そこら辺のところ等々のこともありまして、もう少しいろいろな面から議論し、検討したほうがいいのかなどというふうな感じを持っておりませんが、それについて市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩します。

午後 3時17分休憩

午後 3時27分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、庁舎のことに関しましてお答えいたします。

庁舎の位置が、まちづくり、あるいはこの中心市街地の活性の中に本当に大切だということとは私も前から言っておりますし、鈴木議員がご心配をしていただくことを本当にありがたいと思いますし、何とか上手にやっていかなきゃなんないというふうに思います。そういうふうな意図がありまして、今回の位置におさめていったということをご理解いただきたいと思います。単に事業債を活用できるから、どこでもいいというような論調は言っていないはずですし、何とかまちの活性化にもつなげられるというようなことで、場所によって海の方に行けば津波だと言われ、山の方に行きゃ土砂災害だと言われ、川のそばなら洪水だというふうに言われる中で、本来そういう災害のことを全く考えなければ、当然今の位置に建っていて、今の位置が一番いいわけですが、そういうわけにいかないという状況の中で、下田として今の段階ではここだろうというふうに考えたところですので、ご理解を願いたいと思います。

それに伴いまして、当然移転ということになれば、ここが跡地になるわけですが、現段階ではまだそこがほぼ確定をし、移転ということの中で話が進む段階ではありませんので、まずは庁舎の位置をきちっと確定をし、そちらに移転という段階の中で、この跡地をどうやってまちづくりの中で利用していくかというのは重要なことですので、それは何か同時並行という形というのは、おっしゃるのはわかりますが、まずは庁舎の位置が確定をし、庁舎が先行しながらそれを早く追っかけていくという順序になるかと思っておりますので、またその時点でいろいろなお考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、土砂災害等の場所に関しましては、いろいろな手だてというものの中でしっかりと対応できるということでもありますので、お願いします。

それから、近隣の住民の方との関係性であります。説明をあの地域の方だけに、まず先行して説明をさせてもらったわけですが、庁舎が自分の近隣に来るということに関しましては異論なく歓迎をされたところでもあります。ただ、1点、新聞報道にもありましたが、下の市道敷根線がやはり現状でも交通のところで少し狭さとか、そういうもので難があると、庁舎が来ることによって、それ以上に不便なり、そういう交通安全の部分で難が出てくるよと困るというような訴えはいただいております。それに関しましては、これからしっかりとその地域の住民の方がどの程度の道路整備を要望されているのか、どの程度のものがきちっとできるかということは話をし、検討の中で当然やらなきゃならないことでもありますので、そういう面ではそれをきちっとすることで地域住民の方にはご理解いただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

3回目です。

○5番（鈴木 敬君） 庁舎の問題なんです。跡地をどうするのかという問題は、私なんかはもうずっとできたら伊豆急との合築等々のことを要望したんですが、そういう声が全く今現在でも市民の中になくはないわけではありません。そういう人たちは、やはり駅前がこういうふうな形で再開発されていくよというふうなことを、それに向けての市長の決意なり何なりがあれば、もっとじゃ、そっちのほうに乗っていくのかというふうな、そういうふうな流れもできるんじゃないのかなと思います。現状だと、結局何も使われずにそのまま駐車場等々で残っていくというふうな形で、また、一層町なかから人が消えていくんじゃないのかなというふうな、そういうふうな感じも持ちますので、そこら辺についての市長の、いや、そんなことはないんだよ、庁舎は移ってもまち全体、中心市街地、こういうふうな形でやっていくつもりはあるんだよ、現在それが確定した事業として発表できることではないんですが、市長のお考えとして、そういうふうなことを言っていただければよいのかなというふうに、そうすればもっと現在地、あるいは市をもっとそこで活性化させていくという人たちの、そういう気持ちにも応えられるのではないかなというふうに、そういうふうに感じますので、これは私の要望です。終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 調査で土地の測量、概形調査、地質調査が入っておるわけです。敷根民有地で進めますよということなんですが、一般質問でもやらせていただいたんだけど、庁舎の基本構想・基本計画審議会に対して、基本計画をつくって、それを審議にかけるというお話を伺っているんですが、ぜひ市長にお尋ねしたいのは、まず、基本構想と基本計画というのは全く別々でいいのか。基本構想があって、基本構想に基づいて基本計画はつくられるんであろうと、こういう理解をしているんですが、市長も同じように理解をされておるのかどうかという。

それから、答申書を持ってまいりました。この答申書の3ページ、4、建設位置については安全性、利便性、経済性等の比較検討、初動体制の確保、国の防災基本計画の津波対策の方針などを協議し、現地視察を行った結果、当局が提示した敷根地区、公園前面とすることにつき妥当であると判断したということで、審議会は妥当であると言った。ここで大事なのは、当局が提示したのは妥当だと言ったわけですよ。ところが、今度基本計画になったら、また全く別の敷根民有地だと言うわけですよ。これじゃ、審議会は当局が提示したからって、公園で2階へ上ったわけだ。2階へ上って、はしごを外されて、自分はどこへ行くんだと。そしたら、今度は敷根民有地だって。そこの2階へ飛び移ってくれってという話だ。これは詐欺に近いんじゃないんですか。あなたが言ったから公園にしたんですよ。それは、市長は代わっているんですけども、市役所が言ったから敷根公園、市役所の言うとおりでいいじゃないかと言ったら、市役所は、もう違う、そんなところは言ってねえ、もう別なところに決めたからって、それはいかんせん乱暴過ぎるし、審議会に対して大変失礼だと。ある意味、僕は愚弄しているんじゃないかと思うんです。

だから、審議会は、ただ当局が提案したが、それは妥当だよと、だけれども、状況は変わりましたよと、市長もかわって、考え方も変わったと。そういうことの中で基本構想をもう1回つくって、申しわけないけれども、審議のし直しをしてくれと、こういうことで審議会の答申をもう一度いただくというのが筋だと思う。そうでなければ審議会の人、この答申について責任をとんなきゃならん、言ったんだから、これ残るんだから、下田の歴史がある限り、破棄しない限り答申は残るわけだから。それでなかったら、これで民有地でいくとなれば、審議会の人、すみません、私ら間違えていましたと、役所の言うとおりで敷根公園にしたのは間違っていましたと、すみませんでしたということだからかわるしかない。そんなやり方しちゃ、だめですよ。

これは当局が、私どもの方針が変わりましたと、申しわけないけれども、場所の候補地を変えたんで、もう一度審議を直してくださいと、それは変えた当局が謝罪をして、説明をしていかなければ、このままいったら審議会は公園でいいよと言って、今度かわったら、場所が、いやいや公園じゃありませんよ、民有地がいいですよと言うんですか。それとももう、公園と言っちゃったんだから、もう民有地は賛成できませんよと審議会、だから、審議会は行政から頼まれているんだし、これをつくった方たちだって、それは一番いいなと思いつつも、一生懸命やったけれども、やはりどこかで行政に協力しましょうと、こういう気持ちの中でやっていると思うんだよね。その協力しましょうという気持ちを裏切るような行為ですよ、私に言わせれば、基本構想をつくらなくて、いきなり基本計画にいくというのはね。人にやはりそれぞれ立場があって、思いがあるんだから、やはり審議会に市が頼んで、した人たちのやはり立場とか思いを酌めば、やはり基本構想をつくり直して、そこで審議のし直しをしていただくと、こういうのが筋だと思うんですが、市長いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） まず、基本構想と基本計画の関係性ですが、おっしゃるように基本構想があり、次に基本計画があるというふうに認識はしております。

それから、庁舎建設の位置の問題で当局が当然提示をしたものを、いろいろ審議いただいて、そこをよしとする中で基本構想が決められたというふうに思っております。その中で、位置が変化をする過程というその理由、その経緯というのは、審議会の皆様には折々にきちっと説明をしてきたつもりであります。今まで全くつなば敷敷に置いて、位置が決定を、変更をされた途端に、そのような状況にはスタートしたのではなく、この間に全部この経緯と理由を全部説明してきたつもりです。

そして、今回出た敷根民有地の案というのは、一般質問のときにもちょっとお答えさせていただきましたけれども、敷根の公園のところに決めるという当局の理由という、そういう考え方というのをきちっと受け継いだ形で、よりよくした形になったというふうに思っておりますので、位置が変化したことは確かでありますけれども、その変化というのが全く真逆な理由の中でできてきたものではなく、その流れの中できちっとあるということを思っておりますので、そのような説明の中で審議会の皆さんにはご理解をいただいて、審議を続けていただきたいということをお願いしているところでありますので、そういうふうな形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 審議会は条例で定められたところですよ。つまり、それだけの格式と権威を持っているということです。だから、事情を説明してわかってもらったから、答申はいいよと、前の答申、ごみ箱へ捨てればいいよと、こういう話じゃないんですね。それはお友達同士でやっている話ならそれでもいい。だけれども、条例で定められている審議会が、こういう文書で出したもの、例えば議会で議案の訂正がありますよ。あれだって、口頭で、間違えちゃったから、そこ直しといて、こういうわけにはいかんでしょ。つまり、議会にそれだけの格式と権威がある。それを尊重しているから、ここで謝罪があり、訂正があつて、文書の交換があるんですよ。お互いが友達だから、いいじゃないかとはいかないわけ。審議会も条例で定められた審議会なんです。それだけの権威と格式を持っていると思うんです。事情は説明したから、この6月25日に出した答申書と全く違うものを計画するけれども、いいでしょうってことにならない。それは審議회를軽視することになる。審議会というのは、それほど簡単にいくものじゃないし、この答申はそんなに軽いものじゃないと思いますよ。わずか4ページで、建設地についていえば3行しか書いてないけれども、審議会の人を理解してくれましたよと、説明をしましたよと、じゃ、この答申いいですねって、そうじゃないんだよ。答申出し直さなきゃだめです。出し直しをしてもらわなきゃ困るでしょう。基本構想の答申なしに、そのまま基本計画いくんですか。基本構想の答申と全く関係ない基本計画の答申が出てきて、いや、それいいじゃないかということになるんですか、お尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） ですから、そのものの中で位置の変更を踏まえた形で答申をし直すことで、審議会の皆さんがよしとしていただきたいということになれば、その基本構想1から全部作りかえるという作業ではなく、そういう中には修正があろうかと思いますが、審議会の皆さんに位置が変更になったわけですから、それを踏まえた形でよしとするという答申をいただきたいというふうには思っています。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

3回目です。

○3番（伊藤英雄君） ちょっと意味がわかんなかったけれども、議長、答弁が違っているんですよ。私は、基本構想について聞いたんですけども、市長が言っているのは基本構想なのか基本計画なのかを言ってないですね。

〔発言する者あり〕

○3番（伊藤英雄君） そうすると、基本構想をつくり直して審議をしていただいて、答申を

受けると、こういう理解をしていいということですね。

[発言する者あり]

◎会議時間の延長

○議長（土屋 忍君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（土屋 忍君） 暫時休憩いたします。

午後 3時42分休憩

午後 4時12分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

○市長（楠山俊介君） 大変貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

申しわけございませんでした。

伊藤議員のご質問に続けて答えさせていただきます。

基本構想・基本計画の中で、位置決定が変更になったという中で、基本構想を最初から見直すべきであろうと、そして、再審議、再答申をいただくべきだろうというご意見に対しまして、こちらのほうもいろいろ検討させていただきまして、でき上がりました基本構想の冊子に関しましては、使えるところが十分ありますし、また、新たにということになりますと時間や予算の件もありますので、庁舎位置が変更になったという中で直さなければならない文言なりページなり、そういう内容に関して全て修正をして、そういうペーパーをつくりまして、それを添付をして、審議会の皆さんに新たにそれを審議いただくようお願いをし、そして、そこで審議をいただいて、答申をいただきたいというようなことを市議会の方にお伝えしたいと、そういう形で進めたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託します。

次に、議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第36号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第37号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第37号議案は、産業厚生委員会に付託します。

次に、議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第38号議案は、総務文教委員会に付託します。

次に、議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第39号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第40号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第41号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第43号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、今後の日程につきましては、24日から10月1日までは決算審査特別委員会の審査を、10月2日及び3日は常任委員会の審査をお願いし、10月6日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

また、23日、27日、28日、10月4日、5日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時19分散会